

令和 5 年舟形町議会
第 2 回定例会会議録

舟形町議会

令和5年第2回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年5月31日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月6日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 廣 好

6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹

7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光

8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一

9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文

10番 斎 藤 好 彦

不応招議員(なし)

令和5年6月6日（火曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和5年第2回舟形町議会定例会第1日目

令和5年6月6日(火)

出席議員(10名)

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 歙 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
副 町 長 鏡 裕 之	農業委員会会長	叶内 栄 一
会計管理者 伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長 鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長 沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長 伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志
地域整備課長 伊藤 秀 樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 事 沼澤 靖 子

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告
日程第5 本期受理の請願

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時58分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和5年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名いたします。2番叶内昌樹議員、6番石山和春議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、伊藤議会運営委員長よりお願いいたします。

4番 それでは私から、去る令和5年5月29日に開催されました議会運営委員会において、第2回定例会の会期について協議いたしましたので、ご報告いたします。

令和5年第2回舟形町議会定例会の会期は、本日6月6日から8日までの3日間とすることに決定したので、ご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、伊藤議会運営委員長報告のとおり、6月6日から8日までの3日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から8日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略をいたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告につきましては、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

日程第5 本期受理の請願

議長 日程第5 本期受理の請願を議題といたします。

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について議題といたします。

事務局より内容説明をお願いします。

議会事務局長 それでは朗読させていただきます。

議案書3ページでございます。

本期受理の請願、受理番号、1番。受付年月日、令和5年5月18日。件名、食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、新庄市大字福田字福田山711番地73、もがみ中央農業協同組合 代表理事組合長 押切安雄様、もがみ中央農協農政対策本部 本部長 押切安雄様。

以上でございます。

議長 請願第1号について、紹介議員の朗読説明をお願いいたします。

8番 それでは、私から趣旨の説明をいたします。

食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

政府・与党における食料・農業・農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えており、食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成・行動変容、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点を踏まえた法整備、関連施策の拡充・再構築、万全な予算措置が必要となります。

その一方で、人口減少・高齢化が深刻化する中、持続可能な農業生産には、その基本となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しにあっては、農業・農村施策のフレームワーク全体の見直しが求められます。

つきましては、将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、多岐にわたる基本法の見直しに際し、特に下記の事項について、生産現場の声として国に対し強力に働きかけくださるよう請願申し上げます。

記

1. 認定農業者等の担い手はもとより、「多様な担い手」が果たす役割は極めて大きいため、農村整備のみならず、農業振興の観点からも「多様な担い手」を基本法にしっかりと位置づけること。

2. 水田活用の直接支払交付金の見直しにとどまらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うこと。

以上、よろしくお取り計らいをくださいますようお願い申し上げます。

議長 請願第1号の審査につきましては、会議規則第91条第1項の規定により産業振興常任委員会に付託をいたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 次に、日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和5年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が感染法上の2類相当から5類に引き下げられた5月8日以降、県内外での総会・大会等が増えてまいりました。先日、全国道路整備促進期成同盟会主催の「第44回通常総会」と「命と暮らしを守る道づくり全国大会」は、全国から668人の市町村長と代理出席者・事務局合わせて約900人、来賓の国会議員と合わせて1,000人を超える大会となり、新型コロナウイルス感染症は既に過去のものとなっているなど感じたところであります。

この「命と暮らしを守る道づくり全国大会」は、市町村長本人が出席した場合に、国土交通省事務次官をはじめとする幹部職員に、本人の出席状況が分かる市町村長名簿が提出されています。そして、幹部職員の方々には、当該市町村長が要望等で訪問した場合は、特段の便宜を図るようにとアナウンスされるのですが、今年は出席した市町村長の顔を、各県ごとにビデオカメラで撮影し、名簿とともに動画も提出するので、幹部職員の方々には、なお一層の便宜を図るようにとのアナウンスがあり、会場が大変沸きました。しかし、実際に事務局職員3人が出席していた我々の顔をビデオカメラで撮影しにきましたので、本気でするんだなと感心し、いつまでもコロナ感染症が不参加の理由にはなりませんよとされているようでありました。

次に、3月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 元プロ野球選手の土谷鉄平氏による夢をかなえるライブ講演&動画編集ワークショップについて

3月19日日曜日、富長交流センターと長沢集学校で「元プロ野球選手の土谷鉄平氏による夢をかなえるライブ講演&動画編集ワークショップ」を町内の親子21名の参加を得て開催しました。この事業は、企業版ふるさと納税を活用した地域活性化デジタルプロジェクト業務の一環で、同業務により長沢集学校に配置した高性能パソコンを使用して実現したものであります。

第1部のライブ講演では、元プロ野球選手の土谷鉄平氏から、その経験を基に、スポーツに活用されているデジタル技術について、さらには、野球の世界や夢をかなえることの楽しさ、首位打者やベストナインを受賞した技術的な話などについて講演をいただきました。参加者からもたくさんの質問があり、その模様については高性能パソコンを使って、全国にライブ配信することができました。

第2部の動画編集ワークショップでは、東京2020オリンピック・パラリンピックの公式ライブ配信、CMやテレビ番組の制作に携わる株式会社バントの高原氏が高性能パソコンを使って、ユーチューブやテレビの動画がどうやって編集されているのか、その仕組みや簡単な編集デモを紹介し、参加者は動画配信や動画編集の一流の技術を体験しました。

これらは、1月に締結した株式会社LOCAL2、東京MXテレビと情報通信ネットワークを活用して地域課題の解決を目指す連携協定の下に行ったものであります。今後も3者で連携し、交流人口の増や企業版ふるさと納税の獲得、各種事業の展開により、デジタル人材の育成や、人口減少対策、健康づくりなどを目指してまいります。

(2) 第3回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテスト表彰式について

3月22日水曜日、第3回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテストの表彰式が、中央公民館で開催されました。

これは、国宝土偶「縄文の女神」のペーパークラフトやデザインの制作を通して、縄文文化への興味・関心を深め、郷土愛の醸成につなげようと、舟形町、最上町、大蔵村で組織する最上南部縄文文化発信推進会議と連携して実施している事業であります。

令和4年度は130点の応募があり、ロシアのウクライナ侵攻をテーマにしたものや、十二ひとえをイメージしたものなど多種多彩な作品が寄せられました。

表彰式では、審査員を代表して、公益社団法人日本インテリアデザイナー協会元理事長の長岡貞夫氏より、「応募作品の創意工夫やデザインの独創性など応募者のアイデアと熱意を高く評価するとともに、将来的にはコンテストの応募範囲を世界に広げ、国宝土偶「縄文の女神」の魅力を発信してほしい」と講評をいただきました。

(3) 東京都港区麻布地区総合支所による感謝状贈呈式について

3月24日金曜日、東京都港区麻布地区総合支所において、感謝状贈呈式が行われ、富田慎二総合支所長から感謝状を受領しました。これは、今年で50年目を迎える本町と港区のこれまでの交流が認められたことによるものであります。交流の発端である、本町中心の故佐藤克己氏（最上電機株式会社初代会長）の、ふるさとを持たない東京の子供たちに自然豊かな舟形町のよさを知ってもらいたいとの思いを引き継ぎ、現在の交流という形に発展させていただいてきた東麻布商店街、東麻布まちづくり協議会、港区麻布地区総合支所及び本町関係者など、多くの方からのご協力とご尽力に心から感謝し、お礼を申し上げます。

この50年の間で、港区と舟形町は互いの立場を尊重し補完し合う関係性を構築してきました。感謝状贈呈式後は、公務多忙の中、武井雅昭港区長とお会いし、今後さらなる交流の推進に向け互いに協力していくことを確認いたしました。

(4) 地域おこし協力隊辞令交付式について

4月3日月曜日、令和5年度より舟形町地域おこし協力隊として着任した佐藤浩二隊員の辞

令交付式が町長室で行われました。

佐藤隊員は仙台市出身で、以前町を訪れた際に舟形町の自然に大きな魅力を感じたことがきっかけで、町が設定する募集メニューのうち、観光コーディネーター業務に応募し採用となりました。

今後は、町民の皆さんと交流しながら、新しい視点で地域資源の発掘や磨き上げ、SNS等を活用した町の各種情報発信を行い、交流人口の増加につながる活動を行っていく予定であります。

(5) 令和5年度ほほえみ保育園・舟形小学校・舟形中学校の入園式・入学式について

4月6日木曜日、ほほえみ保育園の入園式が行われました。式には、年少児23名と、新たに入園する未満児9名が出席し、井上新園長より「毎日元気に登園して、友達とたくさん遊びましょう」と挨拶をいただきました。

町では3月に、最上郡内では唯一、県内でも先駆けて、送迎用バスへ「置き去り防止安全装置」を設置し、園児の安全対策に努めております。

また、4月8日土曜日に、舟形小学校では30名の児童を、舟形中学校では31名の生徒を迎えての入学式が行われ、マスクなしの環境で笑顔いっぱいの新生活をスタートしました。

(6) 令和5年度第1回町内会長会議について

4月27日木曜日、令和5年度第1回町内会長会議が中央公民館で開催されました。この会議は、地域と行政が情報と認識の共有を行うことで、よりよい地域づくりにつなげていくことを目的に開催しております。

今年度は各町内会で作成した5年間の「町内会びじょん」の最終年度となっており、活動の振り返りと次期びじょんの検討の時期となっております。そのため、会議終了後には町内会長連絡協議会の協力により、地域づくり研修会を開催いたしました。「地域づくりにおける対話の価値」と題し、東北公益文科大学大学院公益学研究科長の武田真理子先生より講話をいただき、ワークショップという手法で話し合いを行うことの意義を学びました。また、実際に「舟形町のお宝」をテーマにワークショップの体験も行いました。

(7) 令和5年度春季消防演習について

5月3日水曜日、舟形町・舟形町消防団春季消防演習が開催されました。コロナ禍により、4年ぶりの開催となりましたが、ほほえみ保育園年長児による幼年消防クラブの行進と防火の誓いに引き続き、演習では、加藤団長指揮の下、規律正しく統制の取れた分列行進や、きびきびとした訓練が行われました。

今後も、団員からは、予防消防を徹底していただき、地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を担ってもらうため、町としても消防体制のさらなる充実、環境の整備を実施してまいります。

また、長年にわたる消防職務への功労や優れた功績がたたえられ、この春に元副団長の山科忠昭さんが瑞宝単光章、高山 守分団長が藍綬褒章をそれぞれ受賞されました。誠にありがとうございます。お祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈りいたします。

(8) 新型コロナ対策本部の解散とワクチン無料接種の実施について

5月8日月曜日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。これに伴い、108回の開催を数えた、町の新型コロナウイルス感染症対策本部も同日解散しました。

一方、新型コロナウイルスのワクチン無料接種は今年度も実施されることとなっており、5月27日土曜日には、65歳以上の高齢者等接種と5歳から11歳の小児接種を福祉避難所「てとて」において行いました。高齢者の接種は7月までの毎週土曜日に予定しており、その後、9月からは12歳以上の全町民を対象とした接種を予定しております。

以上8件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、報告案件について1件、一般会計補正予算について1件、請負契約の締結についてが1件、以上3件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 次に、日程第7 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。3番荒澤広光議員。

3番 おはようございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行います。

別紙として資料を添付しておりますので、参考にいただければと思います。

質問の主題としまして、倒木によるリスク管理が急務ではと題して行います。

昨年は12月15日の初雪から、松橋地区で僅か5日間で2メートルを超える、異常とも思えるような豪雪となり、12月19日には、湿った雪により長者原地内、烏川地内で倒木があり、新庄次年子村山線、大石田畑線の主要地方道が長時間通行止めとなり、生活に大きな影響を与えました。そのほか、倒木により町内各地で49戸が停電し、特に西又、松橋地区は大雪の中、約2日間電気がない不自由な生活を過ごしました。

町では、避難場を開設し対応していただきましたが、長時間の倒木、停電により、様々な問題が発見されたと認識しております。

1、道路の通行止めに関しましては、長者原地内では5日間、本堀地内では4日間もの長期の通行止めになりましたが、県と連携して最短で処理できるような改善策を協議する必要があると思います。

2、電線、電話線周囲の樹木が生い茂り、木の枝が電線に接触し、保護被覆が摩耗して、漏電、停電、火災等のおそれも考えられます。関係企業と連携し、立ち木の予防伐採等、再発防止策が必要なのではないのでしょうか。

3、停電が長期化すると、個人の携帯電話は各地区の公民館、避難所にある発電機から充電は可能ですが、携帯電話基地局からの電波が発信できなくなり、携帯電話が使えない事態になりました。このような事象に対応する方策があるのか、携帯電話各社と協議する必要があると思います。

4、町内の各避難所には、発電機等の非常用設備が備えられていますが、電力会社と協議し、発電機を使用して避難所の照明をつけることができないのか協議する必要もあると思います。

5、避難指示等発令時に開設する町内5つの指定避難所に、停電に備えて、施設外壁に発電機からの受電用コンセント、施設内に停電時専用のコンセントを取り付けて、外から延長コードを使用しなくても電気が使えるような改善策の検討、恒久的な対応としては、自家発電設備を導入する計画はないのでしょうか。

今後も様々な自然災害が考えられます。今まで以上に、舟形町に安心して暮らせるように、想定されるリスクを未然に防ぐ策を検討し、優先順位をつけて計画、実施する必要があると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の倒木によるリスク管理が急務ではのご質問にお答えします。

昨年は、荒澤議員が言われるとおり、12月15日から連日大雪警報が発表され、12月20日には降り始めから6日間で、松橋地区において207センチメートルの積雪を観測しております。また、まとまった降雪に加え、着雪による倒木を原因とする停電により、雪を原因としては初めてとなる避難所の開設や、備蓄品の反射式ストーブの貸出しを行うなど、緊急な対応をしたところであります。

1つ目の質問の、県と連携して最短で倒木処理ができるような改善策の協議についてですが、今回の新庄次年子村山線、大石田畑線の長期通行止めは、電力線、NTT線への倒木で、県が自ら撤去することができず、東北電力、NTTの対応待ちとなったことが原因であり、やむを得なかったものと考えます。

道路管理者としましては、通行止めは極力避けたいところですので、倒木のみであれば、速やかに撤去作業を行います。しかしながら、倒れそうな木が何本もあり、安全に通行

できないおそれがある場合などは、安全と確認されるまでは通行止めにする場合もあります。安全な通行の確保は道路管理者の責務であり、県道の倒木で町が連携できることは、速やかな情報提供、情報共有が主となると考えております。

2つ目の立ち木の予防伐採等についてはありますが、現在の状況をお聞きしますと、東北電力、NTTでは、定期的な見回りを行い、枝などが電線や電話線にかかっている場合は処理をしておりますが、予防伐採まではしていない状況であります。

しかしながら、昨年の倒木による日本海側の大規模な停電を受け、優先順位がつかますが、予防伐採についても検討していかなければならないと聞いていますので、倒木による停電防止のため、町としても関係機関に要望していきたいと考えております。

3つ目の携帯電話会社との協議が必要については、NTTドコモをはじめとする大手携帯キャリア会社の対応としては、全ての基地局にバッテリー等の非常電源を備えており、停電後24時間程度は通信が維持できる対策を講じていますが、今回の西又、松橋地区の停電は35時間以上のため、通信障害が発生したようであります。また、県内だけではなく、日本海側の広い範囲で大規模な停電であったため、電気の復旧が遅れ、結果的に早期復旧ができなかったようであります。

大規模な停電の場合、限られた所要台数や人員のため、全地域への即時対応には限界があるとのことでありました。ただし、避難所の場合は緊急性が高いため、可能な限り早期に対応するとの回答を得ております。その場合、迅速に連絡し、早期の対応を要請してまいります。

4つ目の各町内の指定緊急避難場所に発電機を介し、照明をつけることができないかについては、伺ったところ、電力会社との協議は必要ではなく、工事が必要となりますが、配電盤を通し、通電させることは可能であるとのことでありました。しかし、配備している発電機の容量では、部屋の広さや使用する電化製品にもよりますが、燃料補給も頻繁になり、連続使用時間は短くなるようであります。

5つ目の停電時専用コンセント設置の提案ですが、具体的に設置する施設や部屋等について検討してまいりたいと思います。

恒久的な自家発電設備の導入については、対策本部となる防災センター及び福祉避難所には自家発電設備が整備されていますが、初期投資や維持管理経費の面、設置場所の問題から、その他の施設への導入は今のところ考えておりませんが、町では災害等で大規模な停電等が発生した場合において、住民の生活と安全を確保し、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るため、関係機関と協定を締結しております。

東北電力とは、区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、役場、避難場所への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施することとなっております。また、三菱自動車とは、電動車両及び給電装置の貸出しについて協定を結んでおり、ほかにも県内

自治体同士の応援協定や、物資供給協定、ヤフーとの情報発信協定、町建設業協会との支援協力協定などを結び、有事の際に備えております。

自然災害等に対し、町で備えられる対策については、その都度優先順位をつけ、実施してまいります。

3番 まずはNTT、あるいは東北電力等々、関係機関からの情報を入手していただき、大変ありがとうございます。

今回の長期の停電について、備蓄品の反射ストーブ等々の貸出しを行っていただき、地区の皆さんからは大変感謝の言葉をいただいております。私のほうからも、改めて御礼を申し上げたいと思います。本当に対応ありがとうございます。

今回は、西又、松橋地区というふうなところでの長期停電というふうな事象があったんですけども、この地区、戸数がかかなり少なくて、このような反射ストーブの貸出しというふうな対応ができたと思います。例えば舟形本町のような、こういう大きい人口の多いところで長期の停電が発生した場合ですけれども、これらの集落に対しましては、どのような停電の対応がちょっと考えているのかお聞きしたいなと思います。

町長 町で備えている反射ストーブの数にも限界がございますので、大規模に停電になった場合については、優先順位をつけながら、緊急的に反射ストーブをお貸しするというふうなことにしかならないと思います。

やはり、12年前の3.11の大震災のときにも、約2日間ほど停電になったわけですけども、やはりそれらに備えていく、やっぱり各個人での災害に備えるというふうなところでのものが必要なのではないかというふうに思います。3.11のあたりでは、反射ストーブもかなり各家庭で備えているというふうなことが多くなったと思うんですが、やはり12年もたちますと、それらの記憶も風化しながらというふうなことで、やはりこういう大規模な停電というふうなことについては、電気はあるものが当たり前だというふうな感覚の中で、おろそかになっているというふうなことになっているかなと思います。

先ほど申し上げましたとおり、福祉避難所「てとて」については、発電装置がございますので、どうしてもというような方、それから、やはり病気がちとか、そういった状況の方については、そちらのほうに避難していただきながら対応していかざるを得ないというふうに思っております。

3番 やはり行政に頼るばかりでなくてですけども、それぞれ各自で停電時の備えというふうなものが必要なのだと私も思っております。当時の停電が発生したその後の山形新聞、1月に発行された山形新聞の中にも、停電時の備えが肝腎というふうなタイトルで、各自で反射ストーブ等々の暖房器具を備える必要があるというふうな記事も一部載ってありました。

次に、倒木の処理についてですけども、今回の停電は広範囲で停電が発生したため、優先

順位をつけてですけれどもやって、復旧を行ってきたと思うんですけれども、特に松橋地区に東北電力さんと、あと倒木を処理する業者さんが来ておったんですけれども、たまたま私もそちらに出向いて業者さんと話したところ、東北電力の岩手の水沢の営業所から来たというふうな東北電力の社員さんでした。もう一つの伐採の業者さんも、電力とセットで水沢から来たというふうな業者さんで、やはりかなり東北電力さんも対応に苦慮していたんだなど改めて実感しておりました。

そういうふうな状況からですけれども、町内で林業に携わっている方もいると思います。いざというときに、そういう林業に携わっている方が、東北電力さんの指示で、そういうふうな復旧作業に充てられるものかどうか、把握していれば少しお聞きしたいなと思います。

町長 なかなか東北電力さんと、やっぱり協力業者さんというふうなことで、協定を結ぶというふうなことがあるようでありまして、非常時だけの対応というのはなかなか難しいかなと。ただ、今回の倒木については、一つは電線、電話線も含めてなんですが、舟形第1町内では倒木が民家の屋根に当たったというふうなことがありました。その状況に関しましては、町内の林業をなされている大平の方から、倒木の処理をしていただいたというふうなところもございまして、ある程度のことはできますが、やはり東北電力さん、もしくはNTTさんとの協力会社の指定になっていないと、なかなかそういったことについてもできないのではないかとこのように考えております。また、あわせて必要であればそういったことで登録が可能なかどうか、電力さんのほうともお話をさせていただければなというふうに思います。

3番 やはり今まではというふうな言葉が、私もそうですけれども東北電力さん、あるいは業者さんからも出てくると思うんですけれども、今まではそうだったんでしょうけれども、これからは、やはり東北電力さんの協力会社さんの、あるいは下請と申しますか、孫請と申しますか、そういうふうな方々からも手を借りて、少しでも復旧ができるような対応を、これからは東北電力さん、あるいはNTTさんと協議していく必要は私はあると思いますけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

町長 荒澤議員のおっしゃられることも十分理解できますので、東北電力さん、それからNTTさんのほうに要望はしてみたいというふうに思います。電力さん、それからNTTさんとか、どういうふうな考え方をしているのかは、ちょっとその後の協議というふうなことになるかと思っておりますので、すぐに結果が出るかどうか分かりませんが、取りあえず町としては、早急な復旧のためにというふうなことで対応していただきたいというふうな趣旨の中で、協力会社に使っていただけないかというふうなお願いをしてみたいというふうに思います。

3番 やっぱり私は、これまではとか今まではとかというふうな考えもあると思うんですけれども、これからはというふうな考え方で、前向きに各関係機関に要請、要望を長くお願いして

いつていただきたいと思っております。

あとは次に、予防伐採についてですけれども、これも今のところ考えておりませんというふうな東北電力さんの回答のようですけれども、特に舟形町に関しましては、山間部を抱えている本町として、独自に倒木の危険性の高い箇所を町独自で洗い出して、候補地を選定して、地権者からの許可を得て、東北電力さん、あるいはN T Tさんに予防伐採を強くお願いしていかねば進まないと思いますので、この辺の考え方についても改めて町長のほうの考えをお聞きしたいと思います。

町長 確かに、そういうことを町から要望するというふうなことは重要かというふうに思いますが、職員がやはり電線、電話線等をパトロールしながら、そこを見いだすというのは、現実的にはなかなか難しいだろうというふうに思います。やはり電力さん、N T Tさんのほうでしっかりとこういう対応をしていただきたいという要望にならざるを得ないだろうというふうに思います。ただ、極端に危なそうなところについては、ここをというふうなことで申し上げることは可能かというふうに思いますが、やはりどれだけのキロ数があるか分かりませんが、相当数のキロ数の見回りを行政側ですというふうなことについては、かなり難しいものというふうに認識をしております。

3番 この予防伐採に関しまして、ある山沿いの方ですけれども、県道のすぐ近くだったんですけれども、ここがどうも危ないということで、前から電力さんに木を切ってくれというふうなお願いをしているようすけれども、なかなか個人の要望では無理だというふうな判断をしておりますので、特定の本当に危険と思われるような場所ですけれども、個人に代わってですけれども、町のほうで要望すれば、電力さん、あるいはN T Tさんとしても受け止め方が少し違うのかなと思いますけれども、その辺のちょっと考え方もお聞きしたいと思います。

町長 そういう申出であれば、それは町としても積極的に進めていきたいというふうに思います。2か月か3か月に1回は電力さんの送電の部門の所長さんが来られて、いろいろと現在の状況とかもお話しさせていただいている状況にありますので、その際にもこういうところというふうなことで申し上げることは可能でありますので、ぜひそういうところがあれば、私もでも所長さんのほうにそういう要望をさせていただきたいというふうに思います。

3番 ぜひこういうふうな場所、私も情報収集して町のほうに要望、あるいはお願いをこれからもしてまいりますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

次にですけれども、今までは各家庭でガス等々で炊事あるいは生活をしておる方がほとんどあったと思うんですけれども、最近ではオール電化とか、オール電化までも行かなくてもI Hの調理器を使っている家庭というふうなところで、本町でも大分生活環境が変わってきているのではないかなと思います。こういうふうな世帯に関しましては、長期停電のときに大

変打撃が大きい家庭ではないのかなと思っております。このような、例えばオール電化、あるいはIHの調理器を使って生活している家庭が、本町でどのぐらいの世帯があるのか、私は町として把握しておいたほうがいいと思っておりますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

町長 残念ながらオール電化の住宅数、また、IHクッキングヒーターみたいなものを使っている家庭がどれだけあるかというふうなことについては、調査するのはかなり難しいのではないかとこのように思います。やはり、それぞれの家庭で、先ほどの災害の停電時の話もそうですが、オール電化の場合であれば、停電になったときにどう対応するかというふうなことについては、オール電化の住宅を採用したときに、ある程度やはり自分で備えておかなければならないというふうなことだというふうに私は思っております。そこまでやはり行政で把握し、その対応をとるというふうなことについては、当然限界があるものというふうに思っております。

また、一つ問題なのが、オール電化の場合について、多分ほとんどあるかと思うんですが、高断熱はいいんですが、高気密住宅というふうになった場合に、IHクッキングヒーターの代わりにカセットコンロで火をつける、あるいは停電になったために反射ストーブをつけるというふうになったときに、高気密のために一酸化炭素中毒とかというおそれもあるので、ちょっと高気密住宅が危機管理上必要なかというふうな思いもございまして。そういった危険性を周知しながら、その対応を取っていかねばいけないのではないかとこのように思っております。

ゼロカーボン宣言をしまして、具体的な対策としてあまりなかったものですから、やまがた健康住宅というふうな高気密・高断熱住宅に、町のほうでも上乘せをしておるんですが、それが一つの柱というふうなことでしておったんですが、昨年の12月の豪雪で停電になった際に、反射ストーブがたけないというふうなことになったときに、町として高気密・高断熱住宅というふうなものを推奨していいのかというふうな思いもございまして、町の住宅としては高気密をうたわず、高断熱というふうなことでの補助というふうなことであれば、ある程度反射ストーブ等の対応も可能かなというふうなことで、危機管理上であったり、ゼロカーボンを進める上では、高断熱住宅というふうなものも推奨していこうというふうなことで決定したところであります。ちょっと余談になりましたが、そういう対応がやはり個人個人で必要だというふうに思っております。

3番 そうですね、やはり私の知り合いでも高気密・高断熱の家を設計している設計屋さんおりますけれども、やはりそういうふうな誤った認識で、そういう住宅に暖房器具を使うのは御法度ですよというふうな当然のように話はされているんですけども、やっぱり私たち素人からすれば、聞いてみてなるほどなというふうなところもあると思いますので、その辺の

やはり周知の仕方も大変なのかなと思っております。

次に、携帯電話に関して質問をさせていただきます。これも携帯電話各社と情報を取り合っていたようにですけども、長時間停電すると、やはり携帯電話や、あるいは家庭の固定電話ですか、これが使えないというふうな通信障害が発生すると思うんですけども、今回はやはり戸数の少ないところで長期停電したということで、あまり表面化していないようにですけども、例えばこれも本町の中心部でこういうふうな長期停電により電話が不通になったというふうなことがあればですけども、大変混乱するのかなと思います。こういうふうなことを一般の住民の方々にお知らせする方策も必要なのかなと私は思っておりますので、今回の事案を踏まえてですけども、こういうふうな三十何時間ですか、長い停電があった場合は、こういうふうな事態も発生しますよというふうなお知らせも必要なのかなと私は思っております。その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

町長 確かに基地局はエリアをしっかりと守るためにというと、舟形なんかは猿羽根山のほうに基地局がありまして、冬期間停電になりますと、そこまで発電機を持っていくというふうなことは、携帯電話会社の方々も無理だろうというふうに思います。やっぱりそうなったときに、携帯は充電できるんですが、携帯が使えないという現象が起きます。やっぱり携帯電話の基地局として使えるところに移動しないと携帯電話が使えませんよというような、町民に対する情報提供というふうなことについては、町のほうでも何らかの手段、ホームページ等でお知らせをするというふうなことも必要かというふうに思いますので、もし防災マップとか、そういったものにも次の改訂する際にも加えながら、ホームページのほうでも対応していきたいというふうに思います。

3番 これにつきましても、本町でいろんな携帯各社さんのアンテナがあちらこちらに立っておりますけれども、そこから半径何キロ以内というふうな、何個の丸も描いてですけども、このアンテナがアウトになれば、この範囲、エリアは長期の停電になった場合ですけども、使えなくなりますよというふうなマップがあれば、さらに見える化といいますか、そういうふうな感じで分かりやすくなるのかなと思いますので、ぜひ今後、改定の際には、ぜひその辺の内容も追記していただければと思います。

続きまして、指定避難場の照明の確保、発電機を介して建物の受電ですか、そして、上の照明が使えるような設備をしていくにはですけども、例えば指定避難場、一つの場所に対しまして、どのような設備でどのような費用が発生するのか、ひとつ業者さんからでも見積もっていただいて、どのような費用発生、あるいは工事期間等々が発生するのか考える方策も必要なのかなと思いますけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

町長 先ほどの携帯電話の関係については、やはり基地局の半径何ぼだというようなマップを作ったとしても、どこの基地局が停電になっているか分からない状況では、なかなかそのマッ

プの意味もないと思いますので、まずは携帯が充電されたとしても使えない場合については、基地局の停電になったので、できればあちこちに移動しながら使える基地局を見つけて電話をしていただきたいというアナウンスにすべきかなというふうに思います。

あと、指定避難所の電気設備につきましては、おっしゃるとおりでありまして、町としても随時指定避難所については、そのような方向でやっていければというふうに思います。要は外部からの受電ができるようなコンセントなり、配電盤の改造というふうなものを随時進めていくと。

町内会長会議の中でも町内会長さんから言われましたので、一時避難所に指定されている公民館等については、一時的にどこの部屋に集まるのか、最低限どこの部屋なのかというふうなところを確認しながら、公民館の建設補助なり、町としてどういうふうな対応をするかは、町内会長さん方ともよく話をした上で、各町内会に配備しています発電機の容量等を見ながら、後でしっかりと対応していければいいなというふうに思っているところであります。

3番 やはり発電機を利用した避難所の照明、これはやっぱり避難所ですので、あくまでも全館がこうこうと明かりをつけておく必要は私はないと思います。特定の最低限集まって避難できる部屋だけでも、そういうふうな投光器の照明じゃなくて、上からの蛍光灯あるいはLEDライト等々で避難できるような環境があれば、少しは避難しても安心感といいますか、そういうふうな環境を整えることができるのかなと思います。ぜひ、この内容に関しましては、町のほうで積極的に優先順位をつけながら進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、添付資料の右側の写真になります。右側の下から2番目の写真で、これはNTTの電話線なんですけれども、この家庭はかなり高台に家がありまして、その敷地の上を電話線が通っているそうです。この電話線が地上から1.6メートルということで、こんな感じで手の届く範囲なんですけれども、これもこのご家庭では要望を行っているそうですけれども、なかなか動いてくれないということで、当然この場所は雪で1.6メートル積もりますので、電話線が埋まるそうです。すると、自主的に電話線の雪掘りをしてあげているんだそうですけれども、当然ですけれども、掘れば電話線がバーンと上に跳ね上がるということで、大変危ないんだよねということで、ぜひその辺に関してもNTTさんのほうに現状をよく説明していただいて、その辺の改善をしていただければなと思いますけれども、その辺の回答をよろしく願いいたします。

町長 今いただいた情報を基に、NTTさんのほうに伝えていきたいというふうに思います。

3番 ぜひよろしく願いしたいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上をもちまして、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番奥山謙三議員。

7番 それでは通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

今回の主題としまして、(1) 住民主体の地域づくり支援事業を問う、(2) 縄文の女神里帰りの現状はと題しまして、一般質問を行います。

第1点の、住民主体の地域づくり支援事業を問う。今年度は5か年の計画である町内会びじょんの最終年度になり、これまでの成果、課題を検証し、次の5か年に向けたびじょんづくりのため、研修会や町内会ごとのワークショップを開催するとありますが、これまでの成果、課題と、今回の具体的な進め方を質問します。あわせて、地区びじょんに基づき、地域運営組織の構築と運営について進めてきましたが、現状、課題等と、今後の進め方についても質問します。このたびの私の選挙公約に掲げた活力ある地域共生社会のまちづくりと、これからの地域を担う人づくりについて、住民主体の地域づくり事業は寄与したと思いますが、町長の考えをお聞きします。

第2点目が、縄文の女神里帰りの現状は。国宝縄文の女神は、舟形町西堀地内西ノ前地区で平成4年8月発見、発掘され、平成24年9月6日に国宝に指定されました。現在所有は山形県になっており、山形県立博物館に展示されています。町では里帰り実現のため、プロジェクトチームを立ち上げ、鋭意検討を進めていますが、現在の検討状況を質問します。また、このことについて、県と話をした経過はあったのかもお聞きします。

以上です。

町長 それでは、7番奥山謙三議員の住民主体の地域づくり支援事業を問うについてのご質問にお答えします。

住民主体の地域づくり事業については、平成29年度から令和2年度までの4年間、国の地方創生推進交付金を活用し、東北公益文科大学からコーディネートをいただきながら取り組み、現在に至っております。

ご質問の町内会びじょんについてですが、その成果としては、平成29年度の地域づくりに関する町民アンケートにより、町内会及び旧4小学校区の地域の実態を再確認できたこと、また、翌30年度には町内会を対象に、町民、町職員、学生などが年代や立場を超えて、ワークショップという形で話し合いを行い、その結果、町内会活動の指針となる町内会びじょんを作成できたことと考えます。

一方で、5年間の計画期間において、町内会びじょんに基づく活動に対して、行政として必要なサポートがどこまでできたかについては、課題が残る点であると認識しております。そのようなことから、今年度においては前回と同様に、全町内会を対象に、町職員及び東北公益文科大学地域共創センターに協力を依頼し、これまでの町内会びじょんの振り返りと、課

題を整理しながら、今後の5年間における地域課題と、町内会が取り組まなければならない活動を計画に盛り込めるようにサポートしてまいりたいと考えております。

次に、旧4小学校区ごとの計画である地区びじょんと、それを基にした地域間連携の組織である地域運営組織についてですが、現状としては、令和2年度に堀内地区安心安全まちづくり協議会が、令和3年度には富長地区連合町内会が設立され、活動内容については、地区びじょんに基づき地域間のコミュニケーションを図るイベントや、地域資源を活用した健康づくり、有償除雪ボランティアなどが行われています。また、先月25日には長沢地区連合会が設立されました。地域運営組織が設立して年数もまだ浅いという状況もあり、地域課題への対応が十分にされているかといった課題はあろうかと思いますが、来年度は地区びじょんの最終年度でもあるため、今年度同様に地区びじょんの振り返りと更新について取り組んでいく考えであります。

以上のようなことから、本事業はこれからの地域づくり、担い手づくりに必要な事業であり、一歩ずつではありますが、前に進んできたと考えております。行政による公助はもとより、本事業は自助、共助の意識の醸成と仕組みづくりを目的とした取組でもありますので、少子高齢化、人口減少に対応した新たな枠組みでの地域づくりは始まったばかりであります。町としては、地域運営組織と町内会組織が連携し、互いの活動目的を達成できる環境づくりや、地域の担い手の育成、地域コミュニティーの維持などにより、これからもこの町に安心して住んでいただけることを目指して、活動をサポートしてまいりたいと思います。「地域づくりに終わりはありません」が私の地域づくりに対する思いであります。一步一步、試行錯誤を繰り返しながら、時代に対応した地域づくりを着実に進めてまいりたいと考えます。

次に、縄文の女神里帰りの現状はについてのご質問にお答えします。

町では、西ノ前遺跡より出土した国宝土偶縄文の女神が、ふるさとである舟形町に帰ることができるよう、多角的な検討を図るため、令和3年度にプロジェクトチームを組織しました。

これまで、他自治体の博物館や最新のデジタル技術を用いた展示、体験型演出を視察し、様々な検討を重ね、令和4年度には基本的な方向性や備えるべき機能などを整理した縄文の女神ミュージアム基本構想をまとめました。今年度は、基本構想をベースにした鳥瞰図等についても、プロジェクトチーム内で検討していく予定であります。

プロジェクトチームの立ち上げからこれまで県と協議を行った経過はございませんが、町民の思いや町の考えをしっかりと県に伝えるとともに、プロジェクトチームで検討した内容を踏まえ、今年度中に要望活動を行いたいと考えております。これからも町の宝である国宝土偶縄文の女神がふるさとである舟形町に里帰りできるよう、要望活動と受入れの準備を進めてまいります。

7番 それでは、まず最初に住民主体の地域づくりについてお聞きしたいと思います。

前回ワークショップを開催して、町内会びじょんを作成したというふうなことについては、これまでの地域づくりの中ではなかったことなので、非常に私も高く評価はしております。ただ、町内会びじょんを、これから実際に活動していこうというふうな最中に、新型コロナウイルス感染症によって非常に活動が停滞したように感じますが、この辺について町長はどのような感じを持っているのか、まずお聞きしたいと思います。

町長 奥山議員のおっしゃられるとおりでありまして、やはり地域のコミュニティーというのは、人が集まって、そこからだんだんと広がっていくものだというふうに私も認識しております。新型コロナ感染症については、人が集まることをよしとしなかったというふうなことで、町内会びじょん、地区びじょん、そういったことを展開していく上では、大きなハードルとなったというふうに思っております。

したがって、今後見直し、それから再検討していく上で、そういったところからもう一度原点に戻っていかねばいけないというところもありますし、また、この5年間の中で現状が変化しているというふうなところもあるかと思っておりますので、そういったところをもう一度話し合いながら、新たなびじょんをつくっていかねばというふうに考えております。

7番 私が委員長をしておった中で、議会の町、あと議会改革等の検討会の中で、この町内会組織の在り方というふうなことにつきましても検討した経過があります。そういった中で、語弊ちょっとありますけれども、非常に世帯数が小さい町内会、ここはやっぱり地区運営組織でフォローしていかなければ町内会活動ができないんじゃないかというふうな我々の先入観があったわけですけれども、その小世帯の町内会の地区びじょん、町内会びじょんを見ると、やっぱりその地区その地区の、自分たちが住んでいるところはいいところなんだという強いメッセージが入っておりました。要は、言いたいのは、地区運営組織で我々はその辺をカバーしていくというふうな、これはやっぱり思い込み、思い上がりだったのかなというふうに思います。そういったところを考えていくと、舟形町での地域づくりというのは、やっぱり町内会を中心としたものであって、やっぱり1軒、2軒、3軒しかない町内会であっても、それなりの誇りを持って、その地域で生活しているということを踏まえて、これから町内会づくり、あと地域づくり、地域運営組織ですか、そういったことを進めていかないと駄目だなというふうに実感したわけですけれども、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 その点については同意するところと、やはり新たな取組というふうなものも必要だろうというふうに思っているところです。やはりその地域がどれだけ小さくなったとしても、そこに住んでいる人たちがしっかりと自分たちの意識を持って、その地域を守ることができれば、それは基本的には、その町内会としての存続があるだろうというふうに思っています。それ

れぞればらばらだというふうに私も認識しております。そのワークショップといいますか、講演会等について、残念ながらちょっと私どもは退出してから行われたものですから、その状況等についてとか、雰囲気等については、まちづくり課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 それでは私のほうから、町内会長会議の後に行われました研修、ワークショップについての雰囲気をちょっと報告させていただきたいと思います。

やはり35の町内会長さんがいる中で、町内会によっては2年に1回、持ち回りで会長の役職が回ってきたり、中には長年勤められている会長さんもいたり、そういった地域の事情がありますので、地域づくりについてはなかなか町内会の構成もそれぞれ違いますので、意識は一つではないのかなというふうに私どもは感じています。

ですが、住民主体の地域づくりは、これからは町で必要だというふうな認識でおりますので、3月の役員会においてこの事業の必要性を訴えて、町内会長連絡協議会からは協力するといったことをいただいて、4月のワークショップに入りました。

ですので、初めてワークショップを経験する町内会長さんもいらっしゃいましたので、また、この住民主体の地域づくり事業に対するイメージは、一から始まる町内会長さんもいるかもしれませんが、そういった状況の中ではありましたが、町では根気よく、これは継続してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

7番 こういうふうな質問した理由には、町内会というふうになると、各世帯から1人というふうな、どうしてもそういうふうな意識が持たれる場合が多いというふうに思います。本来であれば地域づくりとなれば、老若男女、要するに幅広い方々から参加をさせていただいて、こういうふうな町内会びじょんの作成なり、いろいろな活動の場面では協力していただきたいというふうな、この町内会長さんの思いがあるだろうというふうに思います。ところが、町内会長さんが幾ら旗を振っても、なかなか老若男女、若い男性、女性の方々の参加というのは、非常にこう声がけしても難しいというふうな現状であるというふうに思います。そういった中で、その町内会の中での思いがある方々での地域づくり組織をつくって、それは町内会全員が構成メンバーというふうな形に持っていけば、参加もしてもらえるようになるんじゃないかなというふうに考えるわけであります。

そういったことで、この町内会組織と地域づくり組織を分けてもいいんじゃないかなと、これは全てじゃなくて、そういうふうなところで町内会でこころは検討していただいて、やれるところはそういうふうな組織でもいいですよというふうな提案をしてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、この辺についての答弁をお願いしたいと思います。

町長 おっしゃることは十分に理解できると思います。ただ、やはり新たな組織というふうなも

のについての位置づけを、その町内会でどういうふうに認識していただけるか、別組織になったら私たち関係ないというふうなことで、2つの組織になってしまうのが一番町としては危惧されるものであろうというふうに思います。

やはり基本的には町内会の考え方の中で、そういった組織を別立てしてやったほうが良いというふうなことであれば、それはそれとして柔軟に対応できるものだろうというふうに思いますし、それぞれの町内会の考え方の中で町内会びじょん、それをつくる、それからその町内会ごとの活性化を図るための組織をつくるというふうなことについては、何ら問題はないものかというふうに思いますので、まずはしっかりとどのように進めていくかと、計画をつくってもその先のやはり実行、それをどうやっていくかというふうなことが大事だと思いますので、計画をつくり、それを実行できていく組織というふうなものが町内会なのか、それからそれを実行する新たな組織なのかというふうなことについては、各町内会でよく話をしただけで、決めていただければいいのではないかとというふうに思います。

7番 次ですけれども、やはりこの地域づくりをしていくためには、リーダーの育成は必須だろうというふうに思います。そういった中で、リーダーに求められるリーダー像について、町長が考えているリーダー像についてお聞きしたいと思います。

町長 私のような性格の人だというふうに本当は言いたいところですが、なかなかそれぞれの地域でやっぱり違うものですから、ただ、やはり自分のことだけではなく、その地域の人たちのことをしっかりと見て、そのために働けるような人が重要なのではないかとというふうに思います。やはり、その地域の方々を一人一人思っただけであれば、リーダーに必然的になっていくのではないかとというふうに思いますので、そういった人が1人でも2人でも、とにかく各町内会にいるというふうなのが、町としては望ましい姿なのではないかなというふうに思っております。

7番 リーダーの育成というのについて、私はやっぱり正直申し上げて、その町内会において、この人というように認知をされなければ、リーダーにはなれないというふうに思います。じゃあリーダーってどういう人なのかといえば、全体の利益を最初に考えてくれる方がおれば私はリーダーではないかなというふうに思います。これを町内会の中で認識してもらうためには、5年、10年かかるだろうというふうに思います。そういったことを考えていけば、若いときからそういうふうなリーダーを育成していくことの重要であるというふうに思っております。やはり町としては、いかにして共助を増やしていくかというようにところがポイントになってくるだろうというふうに思いますので、共助を増やしていくためには、リーダーの育成は必須というふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間もなくなってきましたので、次の縄文の女神里帰りについての質問に移りたいと思います。

今回プロジェクトチームを立ち上げた、少し検討を進めてきているというふうなことでありますが、プロジェクトチームの構成の内容等についてお聞きしたいと思います。

町長 プロジェクトチームのメンバーについては、教育課長のほうから答弁をさせていただきます。

教育課長 ただいまご質問にあったプロジェクトチームのメンバーですけれども、メンバーについては全部で10名の職員を委嘱しております。任命しております。副町長を筆頭に、各課から幅広い年代、お子さんのいる方であったり、まだ若い方、あとは財政部門、総務部門、そういう方、職員10名を任命しているところです。（「年齢は」の声あり）年齢の幅としては比較的40代半ばから20代半ばの方を選定しております。

以上です。

7番 回答の中に、他自治体の博物館や最新デジタル技術を用いた展示型演出の視察というふうにあります、どこに行ったのか。また、その行ったところの行政規模、これについて教えていただきたいと思います。

町長 視察先等についても教育課長のほうから答弁をさせていただきます。

教育課長 ただいまご質問にありました視察先ですけれども、視察につきましては、令和3年の11月と12月に行っております。先ほども申しましたメンバー10名ですけれども、それを2班に分けて、まず1班については施設の見学を中心にとということで、11月に新潟県の十日町市の博物館、これが令和2年度6月にオープンし、令和3年度にグッドデザイン賞という賞を獲得している施設になります。もう一つが同じ新潟県の長岡市、こちら馬高縄文館という施設になりますけれども、そちらのほうに視察に行っております。その足で、山形県の寒河江の慈恩寺、あそこに慈恩寺テラスという観光誘導施設が令和3年5月にオープンしております、そちらの誘導の施設なんかも視察したところです。

視察内容としましては、博物館等の建設のプロセス、どういった手順を踏んで建設したかということや、その博物館のこだわり、あとは建設の予算とランニングコストなどを中心に学んでまいりました。

そこの自治体の規模については、ちょっと今何万人でどういった数というのは持ち合わせていないんですけれども、そういったまず一つは施設の視察という部分をさせていただきました。

もう一つが、翌12月、令和3年12月ですけれども、こちらのほうはデジタル技術を中心にとということで、視察先としましては、一つは埼玉県角川武蔵野ミュージアムというところ、角川文庫で建てているところですが、そちらでプロジェクトマッピングであったり、そういった技術を視察してきたところです。また、その足で東京のほうへ向かいまして、FIRST AIRLINESという、VRで旅行した気分になるというか、食事も提供する

というような、そういったものを視察しました。もう一つがチームラボボーダレスといいまして、映像技術をふんだんに使った施設でして、例えば自分で描いた絵をスキャナすると、もうこの地面にその描いた絵がずっとこう魚が動き出すとか、それを踏めばバンとはじけるとか、そういった技術であったり、様々な映像技術を用いているものを視察してきたところです。

その内容としましては、やはり町長のほうから何度も足を運びたいくなるような施設という課題がありましたので、そちらの仕掛けであったり、今最先端ではどういった技術でどういった演出をしているかという部分を学ばせていただいたところです。そちらの視察を踏まえて委員で検討し、基本構想のたたき台をつくらせていただいたところです。

以上です。

7番 今の答弁を聞いていると、財政規模は舟形町よりもはるかに大きいなというふうに感じたところであります。

次にですけれども、縄文の女神ミュージアム基本構想、この中身について、かいつまんで説明をお願いいたします。

町長 その点についても教育課長より答弁をさせていただきます。

教育課長 基本構想の中身について、かいつまんでということですので、令和3年度に整理した内容についてお話しさせていただけたらと思います。

基本構想のテーマとしましては、「集まり、つながる博物館」としております。その中で大きな部分としては4つございます。

1つが、幅広い世代や様々な地域の方が訪れたいくなる多様性に富んだ施設とすると。もう一つが、複合施設を前提として、最先端のデジタル技術や体験型を最大限活用し、リピート性を上げるという部分であります。3つ目が町の歴史、文化を継承しながら、子供や女性目線の設備も取り入れた舟形の新たな核となる施設を目指すとあります。最後に町民とともに考え未来につないでいくプロセスを構築していくということで、当時のプロジェクトチームでは整理しているところです。

以上です。

7番 縄文の女神は国の宝であります。当然、国の宝である縄文の女神を展示するというふうな施設を考えていくと、施設の維持とか、人力的な配置、この辺について年間でどの程度かかるのかというのは、概算的なものはあるのでしょうか。

町長 現在のところそこまでは積算しておりませんので、まずは今プロジェクトチームから提案をいただいたものについて、どのような形になるのかというふうなこと、当然財源も伴いますし、さらには文化庁にお願いをすること、一番大事なのはまず、県知事のほうにお願いして、返してもらおうというふうなことが大事でありますので、こういった施設を造りますので、

こういった学芸員とか、設備の内容ですよというふうなことを説明できるような資料を作って、今年度中に知事のほうにお願いに行きたいというふうなところではありますが、やはり身の丈に合ったものというふうなことが大前提としてあります。また、財源の確保については、いろいろな財源の確保の方法を検討しながら、また、そして維持管理費のことについても検討しながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

7番 私もやっぱり一番懸念しているのが、本当に国宝であれ縄文の女神が舟形町に来て、どれだけの方々が来てくれるのかちょっと分かりませんが、果たしていいのかなというふうなことを感じます。というのは、逆に、前ですけれども東京の上野にあります国立博物館ですか、そこに展示したときに見に行きましたけれども、やっぱりあれだけの方々が縄文の女神を見ることによって、これはどこで出土したんだとか、逆に舟形町のPRにつながるんじゃないかなというふうにも感じたところでもあります。

やはりさっき町長の答弁にあったとおり、身の丈に合ったもの、要するに建物を造って展示するのは簡単だと思います。ただ、その後の維持的な経費、これが後世にツケを残すようでは、大きな問題になるわけでありまして。この辺について私も決めあぐねておりますけれども、本当に国の宝である縄文の女神が、こういうふうな舟形町に置いていいのかどうかということも、私自身も決めかねているというふうな状況であります。

そういった中で、これから具体的なものが出てくるんだろうというふうに思いますが、本当にこう全体を考えながら、どこに展示すればいいのかというようなことにつきましても十分検討をしていただきたいというふうに思います。少なくとも身の丈に合わないような施設、そしてまた後世にツケを残すようなものであってはならないというふうに思いますので、この辺について、今後町長は十分検討されるだろうというふうに思いますが、この点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 議会でも縄文の女神を里帰りというふうなことで、何度か質問を受けて、そのための対応をしてきているところでありまして、やはり出土地に国宝がないというのは舟形町だけありますので、ぜひ舟形町に戻してこなければいけないというふうな思いは変わらぬように持っております。

ただ、それを展示する際の施設については、やはりバランス感覚だというふうに思います。例えば、猿羽根山の民俗資料館を少しちゃんとして、それに展示したからって人が来るかといったら、それはまた違うというふうに思います。見せ方というふうなものについては、しっかり縄文の女神の魅力、それから舟形町の魅力、縄文の時代の魅力というふうなものをしっかりと伝えることができる、また、リピート性のあるというふうなものを、1回見たらあと来なくていいわというものではあってはならないというふうに思いますので、そういったところを検討しながら、しっかりとその設備にかかる投資と、それから維持管理費とのバラ

ンス等を見ながら、しっかりとしたものを職員の方々と一緒につくり上げていきたいというふうに思いますし、ある程度の骨子ができた場合については、町民の皆さんと一緒にプロジェクトチームをさらに立ち上げて、こんな感じのものでというふうなことでお話ししながら、議会のほうにもお話をしていきたいというふうに考えております。ただ、すぐに戻ってくるものではありませんので、それまでにやっぱり準備をしっかりとしていくというふうなことが大事かというふうに思っております。

7番 町長の強い思いは分かりましたが、今後議会に随時経過報告等よろしくお願いをしたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長 以上をもちまして、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

午後 0時56分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。1番伊藤廣好議員。

1番 伊藤廣好です。

初めに、さきの町議会選挙におきまして、町民の皆さんのご支援により、舟形町議として議席を与えていただきました。皆様に感謝するとともに、皆様の思いを重く受け止め、これまで主調目標にしてきました項目を中心に、議員活動を行い、住民福祉の向上に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

さきに通告しております2つの質問について、町民の皆さんの思いを胸に一般質問をさせていただきます。

主題1、雪なんでも相談窓口の設置を。

町民の多くは、舟形に定住する上での課題は除雪対策と考えております。特に女性のひとり暮らしや、高齢者世帯の皆さんは自分で除雪ができなくなると、舟形に住みたくても転出を考慮ようになります。町民にとって、冬期間の除雪は重労働で深刻な問題であります。

町の雪に関する相談窓口は、現在、道路除雪は地域整備課、高齢者等は健康福祉課、社会福祉協議会へ、住宅関係除雪は直接業者に依頼など、多岐にわたっています。これらは高齢者の皆さんにとりましては、連絡しにくく、依頼しても対応が遅くなりがちで、町民の皆さんは困惑をしております。

そこで、次の2点について質問いたします。

1点目は、町の相談窓口を一本化すれば連絡が容易になり、各課等で調整の上、連絡しても

らえれば、冬期間の不安や負担が軽減され、より暮らしやすくなるのではないかと考えるが、設置する考えはないか。

2点目は、ボランティア除雪をはじめ、除雪をしてくれる方が少なくなっております。その対応として、除雪の依頼を希望する町民の方は、降雪前に事前に希望登録を行い、他方作業を受託している業者等の皆さんは、地区ごとに担当の支援を、体制を取ることができないものかと考えます。町と業者等で話し合いを行い、共生できる体制をつくる考えはないか。

人口減少の中、持続可能な町を目指す上で、舟形町に住んでよかったと言える安心安全な暮らしを支援していただきたく考えます。町長の考えを伺います。

主題（2）空き家の適正管理と利活用を問う。

人口減少などに伴い、当町でも年々空き家が増加しており、管理されず放置されるケースも多く見られます。次の3点について質問いたします。

1点目は、町に空き家等の適正管理条例はありますが、適正に管理されている物件は多くないのではないか。そこで、所有者が転出する際に、物件の適正管理や処分意向などを把握して、管理不全にならないように、届出を義務化することなど、現条例を改正することはできないのか。

2点目は、町の空き家、空き地バンク制度の利活用の実績はどのようになっているのか。

3点目は、強風や積雪などによって、危険な空き家が放置され、周辺住民の方は日々不安を抱えながらの生活や、通行障害のケースも見受けられるが、安全安心及び景観対策など、どのように考えているのか町長の考えを伺います。

以上であります。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の雪なんでも相談窓口の設置をについてのご質問にお答えします。

冬期間における除雪については、本町のような豪雪地帯にとっては、毎年対応していかなければならないものであります。ご質問にもあるように、女性のひとり暮らしや高齢者世帯にあっては、その作業は重労働であり、自分だけではなかなか対応し切れない課題であると認識しております。

町では、関係各課がその担当業務に応じて対応し、時には情報を共有し連携を取りながら、自助、共助、公助を柱とした協働によるまちづくりの推進により、冬期間の除雪に対応しております。

高齢者には健康福祉課や町社会福祉協議会が、地区民生児童委員、町内会長と連携を取りながら対応し、地域の除雪に対しては地域整備課が町道及び生活道路に対応し、町内会を中心とした地域支え合い除雪体制などの地域の活動には、まちづくり課が支援を行っております。町民からの除雪の問合せに対して、担当が分からなく、たらい回しにするようなことはあり

ませんので、現時点において、1点目の町の相談窓口を一本化にすることは考えておりません。

次に、2点目の除雪の依頼を希望する方の事前登録と、除雪作業を受託してくれる業者等の地区担当による支援体制ですが、冬期間における除雪依頼については、除雪作業を必要とする時期が集中します。業者には個人的に依頼する方や、また、当然のことながら、県道、町道の除排雪や町公共施設の依頼もあり、業者側もその対応に苦心していると思われます。そのような状況において、事前登録を行った方を最優先に、また、地区の業者担当制を行う体制づくりについては、現時点では考えはありません。

冬期間の除雪に対する取組は、行政による公助だけでは対応できないものであるため、町内会を中心とした地域支え合い除雪体制や、地域運営組織による有償除雪ボランティア、高齢者宅を対象とした間口除雪など、共助により対応していただいております。地域支え合い除雪体制については、除雪が必要な箇所を地域が判断し、実施できる内容となっており、また、地域運営組織が展開する有償除雪ボランティアについては、組織において事業内容を検討し、降雪前に除雪を希望する方と除雪ができる方を募集するなど、どちらも地域の実情に合った柔軟な活動を行っております。

少子高齢化、人口減少という現状においては、協働によるまちづくりの推進が、これまで以上に重要になってきます。町民と行政が、自助、共助、公助の意識を共有するとともに、その調整を図りながら、今後も安全で安心な暮らしができるように取り組んでまいりたいと考えます。

次に、空き家の適正管理と利活用を問うについてのご質問にお答えします。

1点目のご質問の空き家が管理不全とならないよう、所有者が転出する際に、適正管理や処分意向の届出を義務化するなど、空き家等の適正管理条例を改正することについてお答えします。

条例は、法律の範囲内において制定することが憲法に定められており、これに加え、地方自治法には、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができると規定されています。また、条例は憲法で定める人権保障などに抵触することはできません。人権保障とは、例えば財産権、営業の自由、表現の自由などです。町民に対して強制的に適用するルールは、憲法や法律に基づかないと制定できません。

空き家対策特別措置法及び条例では、空き家の所有者は適正な管理をしなければならないと定めておりますが、空き家は私有財産であり、憲法で保障される財産権で守られており、所有者が自由にできることが原則であります。ご質問の届出の義務化については、財産権に抵触する可能性に留意し検討しなければならないと考えます。また、現行条例でも適正管理に関する情報提供、実態調査、指導等は明記されておりますので、さらに適正管理の方策を加

え、手続を増やす改正は、その内容や効果について慎重に検討すべきであります。さらに、空き家の原因が転出だけとは限りませんので、転出者に対して義務化をしても十分な解決にはつながらないと考えます。

なお、空き家に対する意向の把握については、令和4年度に空き家の外観調査と所有者の把握を実施しておりますが、これに基づき、令和4年度に策定した空家等対策計画に沿って、意向調査の実施を進めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問の空き家、空き地バンク制度の利活用の実績についてお答えします。

平成25年度から制度が施行され、令和5年5月末までに総計24件の登録があり、13件の売買等が成立し、6件が解体されております。現在は4件の登録があり、制度が効果的に活用されているものと感じております。

3点目のご質問の、危険な空き家の放置による安全安心及び景観悪化に対する対策についてお答えします。

令和4年9月の現地調査では、114戸の空き家があり、そのうち25戸が利活用困難で部材飛散等の危険があると判定しております。伊藤議員がご指摘されるとおり、空き家周辺の住民が不安を抱えているケースも少なからずあることは承知しており、落雪や部材飛散等、周囲への悪影響、危険性がある場合は、所有者に写真を添付して現状をお知らせするなど、現状を理解していただき、適切な対応をお願いしているところであります。

また、町では適正に管理されず、周囲に悪影響を与えている空き家に対して、解体費の2分の1、住宅と附帯建物を合わせて最大130万円の補助を行っており、平成30年度から令和4年度まで、61戸を解消しております。以前は最大50万円の補助で、申請件数がゼロであったと記憶しておりますので、現行制度は空き家抑制に極めて効果的であると感じております。

空き家は所有者自らが適切に管理することが原則であり、空き家に関する問題についても、当事者が解決を図ることが原則となります。空き家に対して所有者が取るべき対応は、適正管理、解体、利活用のいずれかになります。所有者等の適正管理に対する意識の向上と理解の増進を図るための周知、啓蒙、町外の空き家所有者と地域との情報共有、管理不全空き家除却に対する補助制度を柱として、利活用に対する支援も検討しながら、その影響度合いを総合的に判断して、適切な措置を講じ、管理不全空き家の解消に向けて努力したいと思っております。

1番 町長、答弁ありがとうございました。

最初に雪何でも相談所の設置の再質問ですけれども、ちょっと私記憶に残っている相談窓口の対応として、昨年冬でしたか、青森市役所が、大変青森市が大雪になって、そしていろんな市民から電話が殺到したというような対応の仕方として、全庁挙げて窓口を開いて相談に乗っているということがテレビ放映されておまして、やっぱり市民にとりましては、行

政、市役所は最後のとりでというか、相談する組織でありますので、やっぱり住民が困っていることに対して、素早く行政が、青森市が対応したというのはすばらしいなということで印象に残っております。

さて、舟形町では今の答弁では、現時点では相談窓口の一本化は考えていないというような答弁でしたけれども、現時点でということは今後考える予定があるのか、それとも町長は今の各課の対応というか、そういう体制で十分だというような認識をしているのかをお願いします。

町長 青森市の例は私もニュースで拝見させていただきましたが、やはり緊急、可及的にやらなければいけないときには、市役所を挙げて対応というふうなことは当然だというふうに思いますし、その行動を取られた小野寺市長さんでしたっけかな、すばらしいなとも思っているところでございます。

現在舟形町において、じゃあ一本化する必要があるかという、答弁のほうでも申し上げましたが、たらい回しにするようなことはありませんし、うちの町はやっぱり青森市から比べれば自治体規模も小さいというふうなことでありますので、そういった形の中での一本化する窓口というふうなものについては、現在のところ検討するというふうなことは考えておりません。

ただ、今後ともしないのかというふうなことについては、その都度都度の状況に応じて対応しなければいけないというふうに思いますし、管内の中でも、県内の中でも一本化をしているようなところはなかなか記憶がないというふうな状況でありますので、現在の窓口対応の中で、しっかりそれぞれの担当課が情報を共有しながらやっていければ、十分に対応できるものというふうに思っております。

1番 ぜひ今後も設置の検討を考えていただきたいなというふうに思います。

次に2点目の除雪の共生体制ですけれども、希望登録制と組織化も考えないというような答弁でありましたけれども、町長の答弁の中で、地域運営組織による有償ボランティアの活動ということが挙げられたんですが、これは堀内出張所が窓口になって、富長と堀内地域の体制なのかということでもあります。それでそういえば、何か依頼があると出張所では各町内会長さんのほうに連絡して、町内会長さんが地域の除雪できる人を探してあっせんしてくれるというような体制だというのはちょっと聞いたんですが、そういう体制もこれまでとは違った、一歩前進した体制だということで評価はしますけれども、ただ、利用実績はあまりないような話も聞いておりますし、制度そのものも利用対象者とか、その辺の周知も地域に浸透していないのかなという感じもしていますので、その辺ももっとそういう周知をしてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

あと、この制度は富長と堀内地区には適用になりますけれども、例えば舟形地区とか、長沢

地区にはないんじゃないかと思しますので、その辺も今後検討してほしいなというふうに思っています。

それで、その制度を登録制にすれば、請け負うというかしてくださる方も、例えばその降雪前に住宅の周囲の環境なんかも把握できますし、頼まれた場合でもやっぱり作業がスムーズにできるのではないかなと、障害物とかそんなものもチェックできますし、そういう面では登録制にすれば、なおいいのではないかなというふうに思っております。そういう面でひとつ、今除雪も大変人手不足で大変だと思いますけれども、町民の不安解消というか、そういう面からぜひ組織化の検討をしてほしいなということで再度であります。

町長 窓口の一本化については、先ほども申し上げましたとおり、現在のところとしては考えておりません。

それから、2点目の地域の体制というふうなところなんです、地域担当というふうなことで業者さんを割り振ったらいいのではないかなというふうなお話でございますけれども、基本的には業者さんがいないと。建設業者さんはほぼほぼ公共施設等、あと道路除雪等でもういっぱいでありまして、なかなか業者さんがやっていただけるというのが難しく、主に冬期間、割かし業務量が少なくなる板金屋さんとか、塗装屋さん等がやっていただいているというふうなところがあります。そういったところをお知らせしながらというふうなことがありますし、それからちょっと伊藤議員が勘違いしているのかなと思いますが、地域支え合い事業というのが各町内会ごとにございまして、それから地域運営組織の有償ボランティアというのが、旧小学校4区内でつくっているところでもありますので、富長と堀内がというふうなことではなくて、事務局は環境改善センターにある事務局でやっているというふうなことにはなるんですが、それぞれ違う組織でありますので、その点について若干、まちづくり課長のほうから補足を説明させていただきたいと思っております。

まちづくり課長 それでは、私のほうから地域運営組織とか、有償ボランティア除雪と、あとは支え合い除雪のほうのちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

今町長からありました地域支え合い除雪につきましては、これは地域運営組織の設立に関係なく、町内会組織のほうでそういった地域支え合い除雪体制に取り組むといった団体から申出があれば、これは支援している内容になっております。

2点目の有償除雪ボランティアにつきましては、これは地域運営組織の中で検討されているものですので、昨年までですと堀内、富長のほうで有償ボランティアを検討されて行っているというふうな状況になっています。

あと、午前中のご質問にもお答えしたんですが、5月に長沢地区で長沢連合会という地域運営組織が設立になりました。その中においても、基本となる地区びじょんの課題の中に、やはり雪対策というのがありました。そういったところから、会員の中からも意見がありまし

て、長沢連合会においても有償ボランティア除雪を検討していくといった計画が計画案に上がっているところです。以上、状況としてはそういった状況になっています。

1番 それでは、次に空き家対策の関係ですけれども、空き家関係でも質問ちょっと3番目からお願いしたいと思うんですが、安全対策関係です。旧堀内小学校の隣接地内で、道路沿いに空き家があるんですけれども、その空き家が大変危険な状況になっております。その辺を町ではどのように捉えて、あと所有者との交渉もされていると思うんですが、その交渉経過など、どのようになっているかということで、特にその建物は道路沿いで、付近の住民は強風、それから積雪によって、いつ建物の破片が飛んでくるか分からないということで、大変不安な日々で暮らしております。やっぱり当面の最低の対策としてやっぱり、飛散防止ネットなど、早急に対応すべきではないかというふうに思っております。

あと堀内小学校の跡地には、今宅地造成の工事も入っているようでありますし、そういう面で景観対策からも早急に対応すべきではないかというふうに考えますがどうでしょうか。

町長 答弁書でも申し上げましたが、個人の財産でありまして、行政でこれを行う場合については代執行という制度もあるんですが、代執行してかかった経費については、その所有者、財産を管理しなければならない方に請求をするという形になります。あそこの樋渡さんのお宅では、山形に娘さんがいらっしゃったのかと思うんですが、年金暮らしでとても解体するというふうなことはできないと。ただ、町のほうでも、私が町長になってから2分の1まで引き上げて、さらに家屋だけでなく、小屋についても補助をするということで、130万円までできますよというふうなことも申し上げているんですが、やはり私財といいますか、自分の現在の財力の中では、それをすることができないという状況であります。

答弁書にもありましたけれども、雪の降っている状況、それからそこから落ちて他人に被害を講じた場合には、当然管理をしていなければならないあなたのほうに責務が参りますよというふうなことで、その点についてもお伝えをしているんですが、やはり進まないという現状であります。

やはり、管内、県内、全国的にもそういう例が多々あるというふうな状況でありまして、行政が簡単にちょっと手を出せないというのが、空き家対策の一番の問題であります。

1番 確かに所有者がいますので、行政で簡単にできないというのは分かりますけれども、やっぱりその場所というのは先ほど言いましたように、道路のそばだというようなことで、雪なり、あと家の破片なんかも落ちて、通行止めも何回かなっているというような事態もありますので、先ほど言いましたように解体前提の、解体できないとすれば、家屋が飛ばないように、例えば飛散防止ネットなどをまず張らせてもらうということで、それは費用は所有者が払ってもらえば一番いいんですけれども、そういうのは一旦断った形で、例えば町のほうでも一旦立て替えてするとか、そして後から所有者からもらうとか、そういうようなことで全

体の解体でなくて、そういうネットぐらいだと金額もそう多くならないと思いますので、そういうようなことはできないのか、その点どうでしょうか。

町長 気持ち的にはそのようにしたいというふうに思いますし、冬期間通行止めにしななければならないことがあったことについては、私もじくじたる思いがあります。しかしながら、やはりそれを簡単にできないのが現行制度でありますので、まずはできる限り管理しなければいけないそういった相続の方等について、しっかりと連絡をしていくしかないというふうなことであります。

やはり、先ほども言いましたけれども、相当数の空き家と相当数の危険空き家がございます。それを全て町でというふうな形の前例をつくりますと、全てのことについてそれをやらなければならないというふうなこともありますので、なかなかほかの自治体も一歩踏み込んでというふうなところができないような状況になっているところでもあります。

1番 確かに解体までいけば費用もかさみますけれども、飛散防止ネット、そういう類いであれば、管理者というが相続人、その方と交渉できるのではないかと思いますけれども、その辺は無理なんですか。

町長 飛散ネットというふうなことについては、その当事者とお話をしたことは多分ないと思いますが、実際どれだけかかるのかというふうなことを見積りしなければいけないというふうに思いますし、そうした場合に少なからずウン十万円のことになるかというふうに思いますし、それについては町の制度も補助制度もないというふうな現状でありますので、概略の単価見積りをいただきながら、その当事者にお話をすることは町のほうでもそのことについてはやってみたいというふうに思います。

1番 ぜひひとつ、飛散防止ネットだけでもまず緊急措置として、ぜひ話合いをお願いしたいと思います。

次に条例改正の件ですけれども、現在の空き家対策措置法や町の条例では、所有者が適正に管理しなければならないというような定めになっているわけですが、実際は適正に管理されていないので問題があるわけです。やっぱりその段階で、確かに個人の所有物、物件ですけれども、転出の際に、その人が舟形から離れる場合、その物件を管理、あるいは管理を委託する、あと何年か後に処分するとか、あとは売買なり貸したりとか、そういう意向、その当事者はあると思います。そういうものをまず義務化ができないとすれば、事前に相談窓口ということで相談を受けて、その所有者の意向を把握しておくということが大事なのではないかというふうに思います。でないと、町でも放置された後に今度は相続人が誰かとか、いろんな戸籍を調べて連絡を取るといようなそういう事態になるわけですし、事前に所有者がその物件をどういうふうに管理していくのかというその方針を把握すれば、町としても対応しやすいのではないかというふうに思います。

管理は所有者の当然義務でありますけども、放置されますと、ご案内のように周辺の住民が困りますし、最終的には町で税金でその分を処理しなければならないということになりますので、やっぱりできるだけ早く手を打つということが大事だというふうに思います。確かに法律の縛りとか、いろんな面、法律に抵触してはまずいですけれども、町の職員も優秀な頭脳集団でありますので、いろんな知恵を出し合って、やっぱりその辺の町民が安全に安心して暮らせるような対策を、ひとつ本腰を入れてほしいと思いますがいかがでしょうか。

町長 町については、空き家対策については、管内では他町村から比べて本腰を入れて対応しているというふうに自負しているところであります。答弁書の中でも申し上げましたが、転出者だけが空き家になるというふうなことではなく、そこで独居世帯というふうなところが、現在、令和4年の数字でも65歳以上が211世帯、75歳以上でも121世帯というような世帯数があります。その方々に今後どうするのかというふうな質問をしなければならないと。あなたは、また今後どうするのかというふうなことを聞き取りをするということと同じ形になるかというふうに思います。転出する際に、ある程度その知識のある方、もしくはその空き家に対して、自分なりに各町内会とかその地域の方に責任がある方なんかは、事前に相談していただけるケースもございますし、また一番は、独居老人世帯であったり夫婦2人世帯の高齢者、2人世帯とかのどちらかが亡くなったりすると相続というふうな関係の中で、他町村、県外の方が相続というふうなことになるんですが、相続放棄という形にされてしまいますと、財産の管理の部分は残りますが、その財産について放棄されてしまうと何も対応できないというふうな状況があります。したがって、転出者だけに絞ったそういう条例を義務化しても、あまり効果的なものとしてはないのではないかと。

だから、本当にこれをするのであれば、地域の方々、もしくは高齢者世帯に対するサービスつき高齢者住宅のようなものを整備し、ある程度の年齢になったら自宅をリノベーションなり、利活用してもらうことを条件にサービスつき高齢者住宅等に移動してもらうような、抜本的なそういう対策をしなければ、この空き家というのが解決しないのではないかとこのように思っています。

いずれにしましても、伊藤議員が言われるとおり、この空き家対策というのは、町にとって大変重要な問題でありますので、町のほうの空き家等計画に基いて、しっかりと管理ができるように努めていかなければいけないというふうに思っております。

1番 今町長から高齢者向けの住宅というような話だったんですが、私も町には子育て支援住宅はたくさんありますけれども、高齢者向けの住宅がないということで、その辺も私は今後、一般質問させてもらいたいなということで考えておりますので、ひとつよろしく願います。

あと2点目ですけれども、町長もご存じだと思うんですが、報道によりますと、天童市では

今年度から空き家の未然防止と中古物件の市場への流動化ということで、中古住宅を住宅として購入した人や、貸し出す人の改修費、それを補助するというような制度、天童では今年度から1軒当たり購入で30万円、改修は3分の1で15万円程度、あと民間の事業者による相談専門窓口も設置してマッチングすると。あとやっぱり行政が関わることで信頼度も高まるんじゃないかというふうに思いますけれども、こういう取組については町長どのように考えておられますか。

町長 町でも補助制度がございますので、あと空き家、空き地バンク等についても活用させていただいて、実際に先ほど答弁したとおり実績もございます。そういったところを、特に際立てて中古物件を買ったからという補助制度はないんですが、リフォームする補助金等については、県の補助金に町の補助金をプラスして、制度としてつくっておりますので、そういったところも活用をしていただければ非常にありがたいかなというふうに思っております。

1番 時間なくなりましたけれども、堀内地区で4月に高齢者世帯が天童のほうに転出したんです。そしてその場所に東根のご夫妻というか、ちょっと年齢分かりませんが、その方がそこを買って住むというようなことで、すぐそういうケースも、旦那さんが新庄のほうに勤務というようなこともあったらしいんですけども、そういうケースもありますので、早めがいい物件というのがあれば、そういう売買できると、解体費用もかけないでそういうケースもありますので、ぜひその辺も考えながらこれから進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長 以上をもちまして、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番叶内昌樹議員。

2番 それでは、さきの通告書に伴いまして、2点の質問をさせていただきます。

1つ目は、交通手段に必要な整備を。次は、舟形町で水素社会構想はないのかについて質問いたしたいと思います。

1つ目としまして、交通手段に必要な整備をということで、初めに、令和2年度に一般国道13号舟形歩道工事で役場第2庁舎を解体し駐車場にする計画ですが、両面で山交バスの発着所になっています。解体後に駐車場にした場合の停留所の雪、雨、風等に対応する取組や、発着所を設けた場合に、1か所で発着待機の提案はあるのか伺います。

また、今後の移動手段として、自転車、シニアカー、電動アシスト自転車のほか、令和5年7月1日から特定小型電動機付自転車に該当する電動キックボードなどが自転車と同様になるなど、新たな交通手段が加わることとなり、自動車以外の交通手段が普及すると思われます。現在、舟形駅には駐輪場がありますが、役場付近にはしっかりしたものは無いようです。過去に役場にはあったようですか、駐輪場を撤去した経緯と、今後駐車場にした場合に、バ

ス停留所と駐輪場を一体型にするなどして設置する考えはあるのか町長に伺います。

続きまして、舟形町で水素社会構想はないのかについてでございます。

第7次舟形町総合発展計画の基本目標で、快適な暮らしをかなえるまちとして、町では2月に舟形町ゼロカーボンシティ宣言を行い、推進事業を上げたわけですが、明確な目標がいま一つ不十分と思います。

資源がない日本において、諸外国の再生可能エネルギー事業に頼るのではなく、自然豊かな環境づくりを目指すのであれば、水素供給ネットワークを活用して、舟形町水素活用構想に向けた取組が必要ではないのかと考えます。県においても、新規に水素社会の実現に向けた取組を進めるようですので、短期アクションプランでの持続可能な環境づくりの取組として、水素の活用構想も取り入れて考えていただきたいのですが、町長の考えを伺います。

町長 それでは、2番叶内昌樹議員の交通手段に必要な整備をについてのご質問にお答えします。

かねてより1日も早い事業推進をと、国土交通省に要望しておりました。一般国道13号舟形歩道整備事業について、このたび役場第2庁舎等の解体等についての調整がまとまる運びとなりました。

内容については、さきの全員協議会においても説明させていただきましたが、第2庁舎の建物移転料として9,104万2,888円、門柱、花壇などの工作物移転料として3,519万7,917円、動産移転料として124万6,685円、土地代金として94万1,008万2,000円。合計1億2,842万8,572円が町の移転補償費になります。また、解体作業等については、今回の補正予算に事業費を計上させていただき、降雪期前までに第2庁舎や工作物を解体撤去し、更地にする予定であります。

さて、バスの停留所についてですが、現在は第2庁舎の軒先を利用してベンチが設置されている状況ですが、第2庁舎を解体することで、叶内議員が心配なさっているように、雨や雪を防ぐものが何もない停留所となるのではと、私も危惧をしているところであります。

叶内議員のご質問では、第2庁舎の跡地を利用して、上りと下りの停留所を一つにまとめて整備してはどうかというご提案のようですが、バスの停留所については、国土交通省と山交バス株式会社と協議しており、停留所前はバスが止まりやすいように道路を拡幅する予定と聞いております。関係者から話を伺いますと、場所的に上りと下りの停留所を一体的に整備することは、現実的には難しいのではないかと考えています。

舟形町は最上郡の最南端で、山交バスの48ライナーで山形方面や仙台方面へ比較的容易に通勤、通学できる位置にあります。今後、山交バスとの話合いが必要となりますが、この利便性をPRしていきたい考えもありますので、停留所を利用する町民の皆さんが、バスを待つ間にできるだけ快適に過ごすことができるような待合室を設置したいと考えております。

また、役場にあった駐輪場を撤去した経緯についてですが、以前は役場庁舎の東側に駐輪場

がありました。この駐輪場は職員用で、昔はバイクや自転車での通勤が多かったため設置していたものであります。最近では車での通勤が多く、バイク通勤や自転車での通勤はほとんどいない状況であることと、平成30年の大雨による水害時に、役場の地下にあったキュービクルが水没し、電気が使えなくなったことから、利用の少なくなった駐輪場を撤去し、キュービクルを移設したものであります。

今後の補正予算には、第2庁舎の跡地利用についての計画作成のために、設計委託料を計上させていただいております。基本的には駐車場として活用することを予定しておりますが、役場前駐車場の舗装等も劣化していること、また、現在の保健センターへの通路は坂道で、冬期間は全て危険な状態であること、さらには叶内議員からご提案いただいた駐輪スペースなど、第2庁舎跡地を含めた全体としての整備計画を策定したいと考えております。

次に、舟形町で水素社会構想はないのかについてのご質問にお答えします。

町では地球温暖化対策の一環として、今年2月に舟形町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、町民や事業者の皆様とともに、2050年までに本町における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることへの挑戦を宣言しました。本宣言時においては、最上地域では、最上町、金山町に次いで3団体目となり、県内では19団体目、国内では860の地方公共団体数となりました。

本町の取組としては、本年度ゼロカーボンシティ推進事業として、これまでの再生可能エネルギー設備等導入推進事業推進補助金のうち、需要の多い太陽光を活用した設備導入への補助内容の拡充や、県が定める高气密、高断熱仕様のやまがた健康住宅への補助金の上乗せ及び高断熱仕様の新築住宅やリフォーム住宅に補助するふながた楽々あったか100歳住宅建築補助金を設けております。

二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用については、本年度から県において検討が始まり、その内容は、水素社会の実現に向けた戦略の策定、県内に現在立地していない燃料電池車FCV用水素ステーションの整備に対する補助制度の創設、水素エネルギー利活用に関する勉強会の開催、水素利用設備の導入可能性の調査に対する補助を行い、国内において取組が進みつつある運輸部門から、県内への水素エネルギーの導入を促進していくこととしております。

ご質問にある町における水素社会に関する構想については、現時点においてはありません。しかしながら、二酸化炭素を排出しない水素社会を目指した国内の取組は、民間や自治体で始まっており、福島県浪江町において行われている国内初の水素供給ネットワークの最適化に向けた実証実験は、水素搬送の効率化とコストの低減により、浪江町内での水素需要拡大を目指したもので、今後の水素社会の構築に向け、大きな期待が持たれるものと考えます。国では2050年のカーボンニュートラル、ゼロカーボンの実現に向けて、今後5年から10年間の取組が重要となってくると考えています。

以上のことから、水素エネルギーの活用については、県の勉強会への参加や、国、県及び県内自治体の動向も参考にしながら、知見を深め、令和7年度からスタートする町第7次総合発展計画の後期短期アクションプランにおいて、現状と課題を整理し、今後の取組について検討してまいりたいと考えます。

2番 今年度から第2庁舎の駐車場の整備が進むようであります。ちょっと長い期間がかかったなと思っていますけれども、一応今回、国土交通省と山交バスによってバス停留所という形で、少し広くなって停留所ができるということもあり、あと場所的に停留所を設置するような考えであります。私も上下線の発着所というのは、やっぱり現実的に難しいとは思っていますが、ただ理想的なのはそういう形であればいいのかなと思っておりました。

山交バスとの協議も必要かと思いますが、待合所内に、例えば上下線の方が待機できて、そこに待合所内に悪天候や交通障害によるバスの運行状況や遅れの案内が確認できるシステムがあれば、上下線の利用者も快適に待つことができると思いますので、そういう話合い的なものも今現在行っているのかお伺いします。

町長 まずは、やはり今の現状、上り下り1車線ずつしかなく、バスの停留所でバスが停車すると、上り車線がもう渋滞してしまっていて通れなくなるというふうなことを、国土交通省さんのほうにお願いをして、若干広場を造っていただいたというふうなことで、先ほど移転補償費の中身をお話しさせていただきましたけれども、土地代金は少ない、要は建物にぎりぎりかかるぐらいのところであって、基本的には歩道整備だけとかかからないというような状況にもあったかなというふうに思うんですが、バスのことを考えて、前の山形河川国道事務所の竹下所長さん、現在の所長の橋本さんのほうから特段のご配慮をいただいて、何とか止めるスペースを確保したというふうなことであります。

先日、山交の平井社長さんのほうとお話をする機会がありまして、その際にも町としてこういう状況であって、国のほうから特段の配慮をいただいて、ちょっと停車するスペースをいただいたんだというふうなことで、町としては48ライナーの利活用で町の魅力を発信していきたいと、仙台にも通勤通学ができる町だというふうなことでPRもしたいというふうなことで、停留所を造りたいんだというお話をさせていただきました。その際に、先ほど叶内議員が言われたとおり、遅延状況であったり、それから今何分後ぐらいに来ますとか、橋を渡るところですよとかというふうな情報が、この待合所のほうで来るものはないのかというふうなことでお話をさせていただいたら、山形でそういう事例はあるんだそうです。ですから、ぜひ、うちの町でも山交に待合所を造ってくれとは言わないので、ぜひ協力して、そういった利用者が快適に過ごせるような、そして待合所にいたから乗り過ごしたということのないような、そういう制度、システムをつくっていききたいというふうなことで申し上げたら、ぜひ一緒にやりましょうというふうなことでありましたので、そういった面で今後まちづくり

課のほうと山交と、それから場合によっては国土交通省さんのほうともお話しさせていただいて、利用者の快適な利用ができる、そういう待合所を造っていきたいというふうを考えております。ただ、まだ現在のところとしては、具体的なところがまだないような状況であります。

2番 前向きに進んでいるようでございますので、快適に過ごせるというか、待合できるように期待したいと思います。実際上りのほうは停留所があったとしても、結局下りのほうでやっぱり時間帯が分からないということもありますので、私もそういう経験がちょっとこの冬ありまして、時間帯に待っていてもなかなか来なくて、山交に電話しても間もなく着くと言いながら40分待たされました。そういうがあるので、やはり情動的なものがやっぱりしっかりあれば、その待合所で待機して、バスが来る時間に移動できればいいのかなと思ってちょっと提案した次第であります。その辺、今後協議しながら進めていっていただきたいと思っております。

それともう一つですけれども、町の駐輪場を撤去した理由については理解しました。その当時はバイク通勤、自転車通勤が多いということで、その後、車になったと思っておりますけれども、今後の燃料費高騰等踏まえていくと、自転車とかバイクとか、そういう電動ボードにも移行するのではないかと私の勝手な想像ですけれども、そういう中でやはりバイクや自転車という、まず乗り物のスペース、そんな大きなものがあるべきものはないと思っておりますけれども、やはり車と違って、もう自転車、バイク等は、また電気系、車と異なり雨風にさらされると機械や駆動系がむき出しの構造になっております。なので、やはり屋根や壁が必要だと私も考えます。役場の利用客ではなく、先ほど言った山交の利用する方も、そういう手段で来る方もいらっしゃると思っております。今仙台に通っている方も、自転車の置場がないというご相談を受けて、ちょっと私その辺考えていたんですけれども、やはりこう駅までと、やはり駅を利用するのと、やはり山交バスという場所の違い的なもので、実際48ライナーとか使う手段として、例えば電動自転車、バイクで来た際に、例えば行くときは天気よくて来たものの、結局帰ってくると雨だったということが多分あると思うので、そうしたやっぱり雨風をしのぐ対策が私は必要かなと思っております。その点についてどういう考え、駐輪場を策定というか、計画を考えたいということありますけれども、どの程度のお考えがあるのか、再度お聞かせください。

町長 どの程度あるのかというと、ほとんどないというのが正直でございます。待合所の構想自体もまだまとまっていけないというふうなところもありますので、どのような形がいいのか、当然やっぱり待合所、冬期間の状況を見ても、家族の方の車の中で待っているというような状況を目にしておりますので、ある程度やはり冬期間でも夏期間でも、エアコンの効いているようなところとか、ある程度トイレも必要なかなというような思いはあるんです

が、さらに別の話ではあるんですが、電気自動車の充電器等の補助制度と申しますか、そういったものもあるようで、その業者さんの話を聞くと、冬期間のことを考えていない雪の降らないところのメーカーさんのようで、冬場の充電器の在り方というふうなものを考えないと駄目だというふうなところもありまして、待合所の中に一体型の充電器を置く場所であったり、駐輪場とか電動キックボードまではどうか分かりませんが、そういった駐輪場と、そういったものも複合的に置けるようなところがあればいいのかなというふうに思うんですが、まだ現在のところはどのような形と、全体の広さ的なものもこれから測量しながら、どのように造っていくかというふうなことを検討するものでありますので、これから、叶内議員からご意見もいただきましたので、検討をさせていただきたいというのが現状であります。

2番 もし仮に設置というようなことが実現するようなことがあればですけども、今多分ニュース等でも報道していますけれども、ヘルメットが義務的なというか、努力義務として位置づけされていて、それで学生がなぜかぶらないかといったときに、ヘルメットの保管場所、ヘルメットを自転車に置いておけないということがあって、なかなかそのヘルメットを、中学校のやつだと安い物ですけども、バイクとか、高校生になると、いいヘルメットを買ったりすればやっぱり数万円とするわけです。やっぱりその数万円とするものを、やっぱりそこに置いておけない、持ってもいけないということで、やはりこの駐輪的なスペースに、例えばちょっとしたコイン的なボックスとか、そういうのがあれば私は理想的なのかなと思いますので、もし実現するようであれば、そういうふうなことも考慮して、ヘルメットの置場所等も考えていただけると、さっき言った充電もそうですけれども、そういうことって今後必要になってくると思いますので、その点前向きにご検討よろしくをお願いします。

続きましてですけども、水素の話題に入りたいと思います。

水素社会という構想というのはもう、変に言えば世界でもう二、三年前から進めており、日本国内においても、いろいろな試験的なもので数年かけて取り組んでおります。今年度経済産業省で水素基本戦略を今年度立ち上げたようでございます。

県においても水素社会実現に向けた取組という形で、今年度の予算計上の中に掲示されています。県の紙面見ますと、浪江町の写真を使っているのかなということを確認しましたがけれども、私昨年度、浪江町に水素構想ターンということで、研修に行っていました。もう何か、今の自分たちがいるのと同じ状況なのに、もう違う世界を行っているような感じに思いましたけれども、でも現実的に水素を取り組んだタウン的な構想が浪江町ではまとまっており、国、県を見ながらというよりも、同時に進めていってもいいのかなと思って、私はこの水素の取組に前向きにできないかというような質問をしたわけです。

実際、水素を取り巻く環境にはやっぱり製造したり、運搬したりという課題がありますけれ

ども、浪江町で取り組んでいます水素供給ネットワークというのは、母体を持たなくても資源を利活用することによって水素を利用した取組ができるのかなと、私はちょっと勉強してきた限りで思っていますので、あまりこう、水素ステーションを造るとか、そういう重い話ではなくて、やはり水素は使わないと駄目だし、そういう使ったり電気に変えたりとか、いろいろ供給元の充電器としても利用できますし、電気に変えることもできますし、だからそういうふうな感じで今回質問したわけです。

それで、今後県、国が、今年度からスタートして、各自治体、北海道からはじめ南のほうまで、水素構想等のことがもうどんどん前向きに進んでおります。そんな中で国が始めたから、県が始めたから、それを見ながらというよりも、もう大体の体制が整っておりますので、今そういう予算的なものも、国もしっかり前向きに考えておりますので、そのことを踏まえて舟形町に水素的な考えはないのかなということでの質問ですけれども、もう一回前向きに考えることはあるのかお聞かせください。

町長 私も浪江町の資料とかは昨年のうちにもらっております、いろいろ見させていただいて、新しいエネルギーの中でのまちづくりなんだろうなというふうに思っているところでございますが、今日昼間ニュースを見ていましたら、国のほうで水素社会の構築に向けた民間と国との協議の中で、ここ10年間で15兆円ぐらいの民間と共同で加速化させるというようなことが決まったようで話がニュースになっておまして、町としてもその流れに追随するといえますか、町の今後の社会を考えていたときには、必要なものであろうというふうに考えております。

ただ一方で、具体的にこれを実現させるとなると、町独自のだけではなかなか厳しいものがあるというふうに思いますし、まずは県のほうで今年つくっております計画に基づいて、町村というふうなところでどういったことができるのか、そこら辺の可能性を追求していかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

決して後ろ向きではなく、水素社会の必要性というふうな中で、このエネルギーをどうやって使っていくかというふうなことの具体的な使用方法であったりというふうなものを、我々、私も含めて職員が一生懸命勉強しながら、取り残されることなく、この課題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

2番 水素社会に対するポテンシャル的なものは、すごく高いと私は感じております。今後は起爆剤になるようなエネルギーであると思えますけれども、現在のエネルギーに関する、風力でも太陽光パネルでも、そういうお金というのは、そのほとんどが海外で生産しているもので、全部海外に出ています。そういうことも踏まえてしっかり水素のことを勉強して、やっぱり再生可能エネルギーというのは何が本当に大切なのか。

この間全協のときに風力発電来ましたが、私はちょっと全体的に反対です。反対です

けれども、これは町長とかもお話とか聞いていると思いますけれども、この風力発電にしる太陽光にしても、やっぱりもう諸外国に全部お金が今行ってしまう。例えばこういう建造物を建てた場合に、何でもそうです。建物というのは、もういずれは劣化して、そのときの対応というのが、そこまでを求めてこういうものを建設するのかと。私はこの自然豊かな地域に、こういうものではなくて、もうちょっと自然に近いもので電力をつくれるような仕組みがあれば、その電力を使って、例えばこれは理想ですけれども、もしその電力ができたときに、小国川の川を利用しながら、電気分解をしたやつで水素をつかって、その水素から出たもので、今度水素と酸素が出るわけです。その酸素というのは今放出しているだけで、その酸素も、例えばふ化場にしたって、病院にしても、酸素というのが必要であって、そういうところにもし媒介できれば、低減コストを考えれば、水素をつくる中で、水素をつかって酸素もできると、その水素にかかる費用を酸素で補うような、そういう理想的なもう町が循環できるような構想があれば、すごい水素に向けた取組、あと企業の燃料系にしても、その水素を使って出た熱を利用してまたこう戻すような、循環型の町がやっぱり私は水素社会だと思っていますので、ゼロカーボンシティというのは私はそういう考えでいますけれども、決して風力発電や太陽光パネル、確かに電力はつくらなきゃいけないんですけども、その方向性をどう見るかもちょっと私は課題だと思っていますけれども、その点についてどう思いますか。

町長 太陽光発電と風力発電の話も出ましたが、関西電力さんで進めている風力発電のほうについて、我々がどうこう言えるところも数少ないところもありまして、ただ、ゼロカーボンで行くと、やはり排出量と生み出す再生エネルギーの量を合わせてゼロにするというふうな取組であります。残念ながら再生エネルギーは町として非常にエネルギー量として少ないものですから、そういったところを踏まえながら、関西電力さんの調査計画で適地なのかどうかというところを見てからの判断かなというふうに思います。

一方で、太陽光発電については飯豊町、それから大石田の次年子にも、いろいろ外国の企業のほうの資本が入ったところが、大規模なソーラー事業というふうなことで展開しているようではありますが、いずれもやはり造る側、造って補助金を受けて、あと運営のところは2社、3社と渡り歩いているような状況で、最終的にやはり発電量が減ったりすると、もう本当に産業廃棄物となって、自然が破壊するというふうなことで、飯豊町であったり大石田町であったりというふうなものは、大規模なところとしては反対をしているような状況でもありますので、その設置場所等に含めて日射量の少ない最上地域の舟形町でありますので、それらを加味していかなければいけないというふうには思っております。

ただ、水素社会のことにつきましては、単純に電気分解して、水素と酸素を分ければというふうなことが簡単にできれば、それはそれでいいんでしょうけれども、それを活用する方法

であったり等々についての運搬方法であったりというふうなものというものは、やはり総合的に考えなければいけないというふうに思いますし、やっぱり浪江町のような国の震災復興モデル事業みたいな形の中で取り組める部分については、補助金もある程度ふだふだに来るというふうなこともあるでしょうから、取り組みやすいというふうなこともあるんですが、町としては先ほども言ったとおり、決して後ろ向きではなく、前向きにそういったことを取り組んでいきたいというふうに思います。

余談になりますが、先日大石田の虹のプラザで、東京通信大学の榎木先生という准教授の方が、雪による発電というふうなことで、講義をしていただきました。なかなか面白い取組だなと私も感じております。もし、大石田町さんが何もやらないのであれば、舟形町としましても、先生と一緒に共同開発できる、そういうことも考えていきたいというふうに先生のほうとアポを取らせていただいたところでもございました。ちょっと余談ですが。

2番 そういう余談があって、もしそういう雪から利用できる電気がつくれるのであれば、その電気を水素に変えるとかということを考えていただきたいと思います。

先ほど言いました関西電力さんの風力発電の場所でございますけれども、ちょっと何ていうかな、やっぱり人間には問題ないといいながら、私動物の生態系には問題あるのかなと思っ
ていまして、山形の最北部におけるイヌワシ、クマタカ、オオタカの生息地域でございます。この間説明を受けたところ、まるっきりはまっています。そういうところに、やはり構造物、風力発電、生態系に影響するようなものは本当に必要なかとしっかり考えていただきたい
と思います。

そんな中で水素構想、どんどん世界、多分一番、もし可能なものであれば一番いい燃料なの
かなと私は思いますので、国とか県とかが進める中で、町のほうもそれに同時に乗っかって
いって、後からするのではなくて同時に、逆にもう町からスタートしても私はいいと思っ
ていますので、そういうような前向きな検討をしていただきたいと思います。今後よろしくお
願いします。答弁もあれば最後答弁で締めてもらってもいいです。

町長 多分関西電力さんの風力発電については、何調査でしたっけ、「環境影響調査」の声あ
り）環境影響調査も出されると思いますので、飯豊町とか、そういったことについても調査
されるんだろうというふうに思います。水素社会については先ほど申し上げましたとおり、
県の動向を見ながら、しっかりと遅れることなく一緒に取り組んでいきたいというふうに考
えておりますので、引き続きご指導いただければというふうに思います。

2番 そういうふうに取り組んでもらいたいと思います。水素ということで最後、水素からコジ
ェネレーション、電熱供給ということで、電気と熱をつくって、電気は自家消費すると。そ
の熱を暖房に使用するというような、そういった考えも、いろんな使い道があると思いま
すので、いろいろ水素のこと、これから私もちょっと勉強しますけれども、前向きにいろい

取り組んでいていただきたいなと思いますので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもちまして、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番佐藤広幸議員。

9番 それでは私からは、さきに通告しておりましたゼロカーボンシティ宣言の取組はということで質問させていただきます。

町は今年の2月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。環境省のホームページを見ますと、今年の3月末までに全国934の自治体がゼロカーボンシティ宣言を行っており、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにすることを表明しています。近年の全国的な災害の多さは異常気象の影響によるものだと考えられる中、町がゼロカーボンシティ宣言を行ったことは重要な意味があると思われま。

町のホームページには、今後の方向性として、再生可能エネルギーの導入や、電気自動車の導入、森林整備による吸収源対策等が書かれていますが、初めに取り組むべきは、町のCO₂の排出量と森林等によるCO₂の吸収量が、どのようなバランスの中にあるのかを数値にして見える化した上で、町民の理解と普及を図っていくべきと考えますが、町長の考えを質問いたします。

以上です。

町長 それでは、9番佐藤広幸議員のゼロカーボンシティ宣言の取組はについてのご質問にお答えします。

町では地球温暖化対策の一環として、今年2月に舟形町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、町民や事業者の皆様とともに、2050年までに本町における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることへの挑戦を宣言しました。本町の取組としては、本年度ゼロカーボンシティ推進事業として、太陽光を活用した設備導入への補助金の拡充や、高气密、高断熱住宅や高断熱住宅に対するふながた楽々あったか100歳住宅建築補助金を設けております。佐藤議員のご質問にもあるように、ゼロカーボンを目指すに当たって、町の二酸化炭素の排出量と森林等による吸収量の状況を数値化するという事は大事なことであります。

本宣言を行うに当たり、昨年仙台市にある東北地方環境事務所に職員を出張させ、その後、県の担当者からもご意見や情報をいただきながら、宣言の内容とゼロカーボンに向けた取組について検討してまいりました。

このような経過の中で、二酸化炭素の排出量と吸収量については、本町が算出した数値データはありませんが、県ではゼロカーボンやまがた2050を宣言するとともに、県全体の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と吸収量について数値化をしております。二酸化炭素の排出量と森林等における吸収量については、それぞれに算定方法があり、森林等による吸収量

の算定においては、私有林、公有林、国有林を対象に、森林の所在地、樹種、面積、樹齡、平均樹高、平均直径、本数、樹種別、林齡別の成長量などが算定に必要なデータとなります。

本町には8,164ヘクタールの森林があり、その森林を対象に調査を行い算出することは、時間と経費もかかることが想定されることから、早急な対応は難しいと考えております。本町における二酸化炭素の排出量については、環境省のデータがあるため、町としては温室効果ガスの排出を抑制するための取組を優先してまいりたいと考えています。

それぞれの自治体に、歴史、文化、立地、人口構成など、様々な要因により産業や森林等の状況には、当然のことながら違いがあります。2050年までにゼロカーボンを達成するという目標は、とても壮大です。国の動向を見ながら、県及び各市町村の連携が必要であり、ゼロカーボンシティ宣言を契機として、二酸化炭素がもたらす環境問題と、排出の抑制や吸収の仕組みに関心を持ち、その取組が県の把握している温室効果ガスの排出量の減少と吸収量の増に結果として表れ、2050年までにゼロカーボンを達成することが重要と考えます。

そのようなことから、今後の取組に対して、町民から理解と協力をいただけるように、県が把握している県全体の排出量と吸収量のデータとともに、環境省における本町の排出量のデータを町のホームページ等でお知らせするとともに、町内における森林等による吸収量の数値化については、国、県及び他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えます。

9番 それでは、いろいろ再質問をさせていただきたいと思います。

まず、このゼロカーボンシティ宣言を行った市町村は、町の二酸化炭素の排出量と森林等による吸収量が幾らの数値にあるかというのは、これは必然的に調べて公表すべきものだと私は思います。

それです、大体の皆さんにご承知おきいただきたいということで、国の環境省のホームページから見た二酸化炭素の国の排出量の総数が11億600万トンだそうです。11億600万トン。それに対して、森林による吸収量が44万5,000トンというふうになっております。44万5,000トン……4,000だっけかな、ちょっと失礼。違う違う、失礼。何か数字が違うなと思った。森林等の吸収源対策による吸収量は4,450万トンで、CO₂の国の全体の排出量は11億5,000万トン、圧倒的にCO₂の排出量が多いということになっていますから、必然的にやっぱりこのCO₂削減対策としての政策が優先されることは当然だと思います。やはりこの答弁書にあるとおり、それへの取組をしていくことは理解できます。

そして次に、県の排出量というのが調べましたので、県の公表によりますと、これは5月の山形新聞に書かれている量なんですけれども、本県の2019年のCO₂の排出量は822.2万トンで、1人当たりのCO₂の排出量が1.66トンで、全国の平均は1.26トンだから、全国の方よりも山形県民のほうがすごく二酸化炭素をまず、すごくというか、数値としては二酸化炭素の排出量が多い値になっているというところまで県は把握しております。

そして、これ県のカーボンニュートラルやまがたアクションプランの中にあるデータでご紹介しますと、産業部門、運輸部門、家庭部門、業務部門という4つの部門があって、産業部門と運輸部門というのが一番多くて、もう50%以上占めているんですけども、とにかく2019年度で山形県は822.2万トンということで、山形県はこういうふうに出している。だったら、市町村もやっぱりこういうふうに数値を、CO₂の排出量と森林による酸素の排出量、吸収量というんですか、吸収量を公表すべきだというふうに思います。

答弁書の一番最後に前向きな答弁が載っていますけれども、やはりこれやって初めて今後の目標というものが立てられるというふうに私は考えるんですけども、町長の考えをお伺いします。

町長 排出量の、先ほど答弁でも申し上げましたが、簡易的なことについてのやつについては出せるんだろうと思いますが、正確な算出量という、吸収量というふうなことにいきますと、先ほど言いましたとおり山林の調査が必要になってくるというふうなことで、それをするのに経費がかかるというふうなことであれば、なかなかゼロカーボンシティ宣言を取り組むところも少なくなってくるのではないかとというふうに思います。

当然、佐藤議員のおっしゃられることは当然なんでありますが、今環境省のほうでは、とにかく国全体が2050年までにゼロカーボンシティ宣言をすることというふうな、環境省のゼロカーボンシティ宣言の担当課長補佐が言われて、我々にもぜひ宣言をしてくださいというふうなことで取り組んだというふうなこともありますし、今後県の状況、そして他の町村の状況を見ながら、こういったことについては取り組んでいくというふうな方向で今のところは考えているところであります。

9番 このゼロカーボンシティのカーボンの値を相殺ゼロにするというのは2本立てだというふうに思います。2本立てだと言えらると思います。これはCO₂の排出量を減らすことと、森林による吸収源、これをしっかり確保すること、この2本立てだと思ふんです。今回の私の質問の要旨は、この森林による酸素の放出量、あるいは二酸化炭素の吸収量を増やせる政策をもっとすべきではないかというのが今回の質問の要旨になります。

その対策は、対策というか外堀のほうは埋まってきているというふうに思ふんです。というのは、まず一つに、データを集めるのが難しいというふうに言っておりますけれども、農業振興課のほうで森林をデジタル化するという事業が今進んでいるようです。これは人が歩いて面積を測ったりするものではなくて、そうなるのか分かりませんが、デジタル化して、そしてそういったもので、その森林面積や木の樹木に対しての調査が簡単に行えるようにできると、そういうものだと思ふしております。そういったデータを今後使えらると、こういうふうに思っております。ですから、最初やるときには少し手間がかかるでしょうけれども、そのデータを一旦集めてしまえば、それは活用できる森林の把握というのは今後簡単

にできると、簡単かどうか分かりませんが、最初だけはまず苦勞するでしょうけれども、できるというふうになると思います。

また、農林大学校、これで学生が農林大学で林業の事業を行っている。今現在。聞いてみますと、今林業経営学科というところの1年生に7名、実践的な技術を習得するための2年制の短大というふうな扱いなんでしょうか。2年生は11名、計18名。一番遠いところから来ている方が愛知県から学びに来ているそうです。林業に対するこの実践的な経営に対してチェーンソーの使い方とか、高性能林業機械の使い方とか、こういったところを実際にもう今学ばれている。さらには将来4年制大学になっていくと。こういうふうなことを考えると、面積を測るのはデジタル化する、人材の育成も始まっている、さらには政府で花粉対策として、樹木の植え替えを行うというふうな岸田首相の閣議決定もされております。

つまり、今後森林事業というのは、必然的にやっていって酸素の放出量も増やせることにもなりますし、国も県も積極的に人材を投入していこうと、こういうふうになっているところでもありますから、町もそういう政策にのっとなって、まずはこの森林保護という観点でもいいですし、ゼロカーボンシティの2本立てのうちの1本、森林保護、酸素の放出量、二酸化炭素の供給量を増やすという、そういう政策を必死にやっていくべきだというふうに思います。

まずここまで聞いて、説明はしましたけれども、町長どのように感じになりましたか。

町長 まずは一つお願いなんです、質問の告知していただいたやつで変化球でなく、そういう森林のほうのことが重要だというふうな主眼であれば、そちらのほうも書いていただくと私どもも準備ができるというふうに思いますので、その中で、一つは農業振興課のほうでやっているレーザー測量といいますか、そちらのほうでの、確かに面積、所有者等々についての簡単な樹種のところまでは分かりますが、先ほど言った吸収量という話になりますと、樹高、樹齢、樹種というふうなことで、それぞれ広葉樹の中でもそれぞれ違いがあるわけです。そういったところをやはり調査しないと、一概にそんな簡単には出てこないものだというふうなことで、農林大学校は2年で、それは4年にはなっていない。農林専門職大学は別個ですので、編入は可能ですが、農林大学校は2年、これは原則、そこが4年になることはありません。

それと、やはり林業で今現在舟形町の森林の大半は国有林野というふうなところがあります。民有林について、町のほうとしても何らかの手だてをと思っているんですが、森林環境譲与税のほうの配分は人口というふうな配分方法があるものですから、項目があるものですから、我が町には幾ばくかの予算しか来ないと。それを基金に積み立てながら、今回の測量とかそういうものをしながらというふうなことで、今後林地を持っている町民の方にアンケート調査をしなければならぬんですが、私も含めて林地、山林を持っていますが、私はどこにあるのかも知りませんし、どういう木が植えられているのかも分からないと、それだとすれ

ばアンケートを取ったときに、町で管理をお願いしますというふうなことでアンケートの結果を書くと、これを町で管理しなければならないというような義務が発生します。それは年間400万円だっけ、600万円だっけ、400万円ぐらいの森林環境譲与税では、とてもこの舟形町全部の民有林を管理するなんていうことはできない金額でありまして、今佐藤議員の言われることは、当然おっしゃられるとおりであります。現実的にはこれはなかなか難しいのと、やはり大半が国有林野だというふうなことも認識しながら、森林の整備というふうなもの、それから多分国有林でありますので、杉等の植栽をするときには花粉の出ない、岸田総理の言うような、そういう樹木に変えるんだらうというふうに思いますので、それは林野庁とか営林署のほうにお任せするとして、町のほうとしてもそういったことで、植林、育林というふうなところにも県のほうでも力を入れているようでありまして、そういった際については、そのような花粉の出ない杉の木等の植樹というふうなことも、町では推奨していかねばいけないというふうに考えております。

ちょっとレーザー測量のほうで補足あれば、農業振興課長から答弁をさせていただきます。

農業振興課長 先ほど佐藤議員のほうからお話が出ましたが、レーザー航空測量を今年度測量しまして、来年度に解析をするというふうな予定で、かつてご説明をしているところでございますが、レーザー測量のやり方というか、出てくる成果というものが、樹高とかも出てくることは出てくるんですが、ただ、二酸化炭素の吸収量の計算式というのが、実際に出てきた結果からそのまま分かるようなものではちょっとないようだというふうに私認識しております。

例えばレーザー測量の結果で炭素の吸収量を量るとすれば、2か年とか、複数年を測量しまして、その比較をしないと材積が出てきませんので、吸収量は算出できないものというふうに思われます。

このたび計画しているものが、数百万円かけて1回やるんですけども、実際の吸収量を計算する場合は、詳しいことちょっと私存じ上げませんけれども、環境省関係のほうの計算のルールに基づいた計算になると思われまして、レーザー測量の結果は、直接は利用できないのかなというふうに考えているところでございます。

9番 町長の再質問の答弁に、森林関係の話だったら最初に言ってくれよということありましたけれども、このゼロカーボンシティの取組というのは、何回も言いますように、温室効果ガス排出量と吸収量がワンセットになっているのがゼロカーボンの取組であって、これは別々になっているわけではないので、ゼロカーボンの質問が出たら、この排出量と吸収量のものがセットになると今後思っていた方がいいと思います。

国も出しています。県も出しています。県のほうが分かりやすいから、2013年から2030年度までの森林の吸収量の排出量が減るというふうに県は試算しているんです。3万トン減ると

いうふうに。増えてなくちゃいけないんじゃないかって私電話して聞いてみたら、こういう答えでした。戦中に植えた樹木が老朽化して、酸素を放出しなくなっていると、吸収量が減っていると。2030年から2050年までの20年間で10万トン、森林の二酸化炭素の吸収量を増やすという計画なんだそうですけれども、何でそうなるんだというふうに聞きました。昨日。そしたら、新しい樹木の植え替えによって、新しい樹木なら成長する過程の中で吸収量が増えるから、つまり酸素の放出量が増えるから増えるんだと、こういうふうな減ったり増えたりと、こういうふうな答えでありました。つまり、今後森林整備を行うということだと、私はこういうふうに受け取りました。だから、その面積、どこの誰のだっていいんです。周りは全部森林なわけですから、国のものであろうが町のものであろうが、これは取り組むべき政策を、農林専門職大学でも農林大学でも、今は農林大学ですね。仮称農林専門職大学でもいいです。そこの林業課を卒業した、してくる学生に対して、こういった政府の方針や、県の方針、あるいはこれからつくる町の方針によって雇用が生まれるし、森林を整備すればそこに働く場所、お金が得られるというところがあるということを示していく政策をつくるべきではないかというのが私の言いたいところなわけでありまして。町長の答弁をお願いします。

町長 佐藤議員のご意見は十分理解できますので、それに取り組むかどうかを含めて、町としての部分、できる範囲の中は進めていかなければなりませんけれども、林地というか林業法の林家については、舟形町では数限られていますし、なかなか整備が進まない中でありまして、先ほど言いました私有林の整備については、なかなか厳しい状況でありますし、確かに佐藤議員の言われるとおりであります。これを実現するのはかなり難しいものというふうに認識しております。

9番 ソフトバンクの孫社長がよく言う言葉なんですけれども、難しい、迷ったときは先を見ろという有名な言葉があるんですけれども、そういうさっきの民家の問題もありますけれども、今回のこういう土地の問題もありますけれども、それでも森林の吸収量、二酸化炭素の吸収量は増やさなくちゃいけないし、CO₂の排出量だけを減らしていったって森林は破壊されればもう、それは住むところが少なくなるわけですから、そういったところはやはり前進していったって解決していくべきものだと思います。

そして、データを取ることの重要性というのは、今舟形町の、さっきの1人当たり山形県は1.66トンという排出量の中に、舟形町の人口が今4,800人ぐらいですけれども、さっき計算してみましたら、CO₂の排出量が井勘定ですけれども7,731トン、舟形町の人からは出ているというのが目に見えて分かるわけです。こういったこういう工場もありますから、運輸部門もありますから、そういったものを掛け合わせて、CO₂の排出量が出ました。森林が、これだけ山があるわけですから、何ぼの吸収量があるかという相殺して、その吸収量が多けれ

ば、これは炭素クレジットとして売れると、金になるというふうに私は思います。ですから、データを取る必要があるというふうに思うんです。もしそれが多かったら、それを森林事業の担い手なり、木を買ったり土地を整備したりするお金につければいいし、それが足りなかったらもっともっと取組を加速していきましょうよということで、町民に訴えかけられると思うんです。ですから、私はデータを取る必要性、重要性というのを言いたいわけです。だから舟形町だけではなくて、本当はゼロカーボンシティ宣言をした町村全てが自分の町村のデータを本来は取るべきだと思います。

それはさておき、この炭素クレジットという制度があるということは町長ご存じですよ。

町長 承知をしておりますし、子育て支援住宅の屋根融雪について、地下水の温度を取ることで化石燃料をたいたときの融雪装置との比較でクレジットを発行しようとした経緯もございます。仙台のコンサルタントさんが、なぜか興味を持ってやっていただいたというところがあるんですが、あまりにも微量で何か途中で向こうのほうで放棄したような形があります。

内容等は分かりますが、確かに理想はそうなんですが、カーボンクレジットを発行する、政府のJクレジットとか、民間が発行するクレジットもございますけれども、やはり基となるデータというのは、単純なそのクレジットの根拠となる吸収量の算出ではないというふうに認識しております。やはり、先ほど答弁書で申し上げました樹種、樹齢、樹高、そういったもろもろのものをある程度詳しく算出した上でクレジットが発行できるものだというふうに思いますので、やはり民間の森林が整備されていない舟形町、まして金山町さんなんかは、特にゼロカーボンも宣言されていながら、金山杉で有名な民有林が多くある中で、まだこのクレジットに取り組んでいないというふうなところは、やはりこの制度の難しさというものが一つあるのではないかとこのように思います。

それで、だからといって取り組まないということではないんですが、せっきある制度でありますので、取り組む方向の中でも費用対効果がありますので、その吸収量をどの程度、どの年度年度、例えば3年置きにそれをもう一度検証しなければならないのか、5年置きなのか、その都度どれぐらいの経費がかかるのかと、それがクレジットと相殺されて、どれだけの効果が舟形町にあるのかも検討しなければいけないと。確かに制度としてあって、特に国対国では大変新興国がある程度お金を頂いているという例もあるようですが、町として今すぐこのことについて取り組めるかといったら、現状的にはちょっと厳しいのではないかと思います。

以上です。

9番 それでも取り組まなくちゃいけないのがゼロカーボン、あるいはゼロカーボン宣言だというふうに私は思っております。2本立てです。CO₂排出の削減と森林の吸収量増、これは2本立てで進んでいくことになるわけですから、どちらか1本だけということはないという

ふうには私は考えています。

このカーボンクレジットという考え方が進んでいきますと、私は森林というのは、変な言い方かもしれませんがお金になる。木を1本切っただけでもまさに罪になるという時代が、もう何十年か後ぐらいには来るんじゃないかなというぐらいに思うくらい、森林というのは大切にしなくちゃならないということだと思います。町長、思いませんか。森を大切に整備すれば、金になって富が広がるんですよ。まさに森 富広じゃないですか。もうこのことを考えてみても、しっかりとこの森林整備というのをしっかり取り組んで、そして次世代に残せるような自然環境、こういったものを残しながら、ゼロカーボン、そして異常気象のない世の中というのを目指していかなくちゃならないというふうに思います。

笑いが出たところで、私の質問はこれで終わりたいと思います。最後に答弁をお願いします。

町長 私の名前がこんなところで役に立つとは今まで思ったこともございませんでした。ちなみに、うちの死んだばあちゃんは森ミドリさんで、非常に森には関係のあるところでございました。

まずはしっかりと佐藤議員からいただいたご意見を、町のほうとしてしんしゃくしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長 以上をもちまして、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時50分 散会

令和5年6月7日（水曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和5年第2回舟形町議会定例会第2日目

令和5年6月7日(水)

出席議員(10名)

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長 鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会計管理者 伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐 藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
健康福祉課長 鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊 岡 将 志
住民税務課長 沼澤 一 征	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志
地域強靱化対策室長 伊藤 英 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 事 沼澤 靖 子

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 2号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

日程第 3 議案第45号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第2号)について

日程第 4 議案第46号 令和5年度舟形町農業環境改善センター大規模改修工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時57分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

なお、申し上げます。議場内での上着の取扱いにつきましては、各自自由にご対応願いたいと思います。よろしく申し上げます。

日程第1 一般質問

議長 それでは、日程第1 昨日に引き続き、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。5番小国浩文議員。

5番 おはようございます。

私からは、通告に従い、高齢者世帯支援の抜本的な見直しをと題して質問をさせていただきます。

町の高齢者率が年々上昇している状況の中、ひとり暮らしの高齢者の数が増加しているように感じられますが、町として、ひとり暮らしの高齢者世帯数を把握しているのか伺います。

また、高齢者からの声で、足が弱って外に出るのが大変なので、買物に行くのにも困っていると相談されました。そのような状態が今後ますます増えてくると思われますが、ひとり暮らしだけでなく、高齢者全体の雪の対策も含め、支援の在り方を抜本的に見直す時期に来ているように感じられますが、町の考えを伺います。

町長 おはようございます。

それでは、5番小国浩文議員の「高齢者世帯支援の抜本の見直しを」についてのご質問にお答えします。

まず初めに、町として、ひとり暮らしの高齢者世帯数を把握しているのかというご質問であります。高齢者対策を行う上で必要な情報でありますので、当然のことながら、把握しております。

次に、高齢者の支援の在り方についてですが、小国議員の認識は、抜本的に見直す時期に来ているとの考えのようであります。しかし、私はそうは思っておりません。これまで積み上げてきた福祉政策を継続しながら、状況に応じて、さらに拡充等の対応していく考えであります。

5番 私からは再質問をさせていただきます。

まず初めに、この答弁書にありますけれども、高齢者対策、必要な情報は当然町として持っているということですので、高齢者のひとり暮らしが近年ますます増えてきているの

ではないかと、私の肌感覚なんですけれども、情報等は持っておりませんが、増えてきているのかについてお伺いします。

町長 まず一つ、10年間、過去に遡って申し上げますと、65歳以上の独居世帯につきましては、平成24年は141世帯、平成25年は132世帯、平成26年は146世帯、平成27年は148世帯、平成28年は170世帯、平成29年は173世帯、平成30年は168世帯、平成31年は172世帯、令和2年は185世帯、令和3年は199世帯、令和4年は211世帯というふうなことでありますので、その世帯は、当然、増えてきているというふうなことであります。

この数字の把握につきましては、住民基本台帳、要は戸籍に載っているだけではなくて、我々はさらに、その実情、要は、住民票はあるんですが、入院しているとか、どこかに行ってしまったというふうなことも踏まえて、そういったところは、民生児童委員の方々と様々連携を密にして、いろいろと高齢者支援の政策を展開しているというふうなことを、まずはご認識いただきたいというふうに思っております。

ちなみに、75歳以上で申し上げますと、平成24年は96世帯、平成25年は66世帯、平成25年は95世帯、平成27年は93世帯、平成28年は100世帯、平成29年は102世帯、平成30年は98世帯、平成31年は100人世帯、令和2年は106世帯、令和3年は119世帯、令和4年は121世帯であります。

5番 詳しい数も、ありがとうございます。

やはり、増えてきているなというのはやっぱり肌感覚で私も感じておるところであります。そんな中、私は以前に、私の記憶が正しければ、28年の3月議会において、買物弱者対策ということで町長に一般質問をさせていただいた経緯がありますけれども、あの当時、町では、買物弱者に対しては、民間業者にお願いするという答弁をいただいておりますけれども、あれから約8年たったわけですけれども、町長、今もってあの当時の考え方が1ミリも前進していないのか、その辺についてお伺いします。

町長 まずは、毎年お配りしています、これが平成28年のときの舟形町の保健福祉サービスというふうな概要版のものを提示しております。この中にいろいろなサービスもあります。この資料では見づらいというふうなことで、29年からはこういう形のものにして、分かりやすく町民の方に提示しております。この中で様々なことが書いてありますし、たしか平成29年だったと思いますが、伊藤欽一議員から、町営バスの停留所にも行くのも大変なんだと。要は、買物に行くにしても、歩くというふうな、近所のお店に行くのは別としても、そういったところも大変だからというふうなことで、町としては、デマンドバスをつくり、玄関のところまでタクシーが迎えに行くというシステムをつくりました。さらにそれを充実するというふうなことで、今年度からは、県立病院へ行く便数を増やして、新庄までの買物も十分に使えるようにというふうなところに対応しているわけです。民間の、例えば、阿部肉屋さんとか

井上魚屋さんは今ちょっとどうか分かりませんが、そういう行商をされている方々もあります。移動販売されている方々もありますので、そこはそことして平成28年のときにお答えしたんだと思いますけれども、さらには、前、南部商工会にいた井上さんなんかも、一部の地域には入っているようですけども移動販売をされているというふうなことであります。全て足が悪くなって買物に行けないという方々に、今までどおり自由に買物ができるということは、当然できないわけでありまして、最低限、そういったシステムとかを活用していただいて、新庄まで買物行ける、そういうもしくは舟形のところまで買物来られる、というシステムもつくってありますので、まずはそこをご認識いただいて、そういう相談があったときには、こういうこともできるんですよということで、小国議員からもその方にお知らせしていただければ、非常に、その方も、分かりやすくなるのではないかと思いますし、一言、健康福祉課のほうに電話をかけていただければ、こういうこともできますよというふうなこととかがあるはずなので、ぜひ、一般質問だけではなく、そういったところをやっただけだと思いますし、町としましては、冬季間は、通いの場づくり事業ということで冬季間、特に、外に出ないというようなこともありますので、若あゆ温泉で体操して温泉に入って、帰りは買物をするというような、そういう制度もつくってやっておりますので、そういったところをいろいろと、ご承知おきいただいて、ぜひそういう、ご相談があったときには、ぜひ小国議員からもこういう制度がありますよということをお知らせいただければと思います。

5番 はい、ありがとうございます。

いろいろな施策やってもらっているのは私も承知しております。ほかにない、他の町村にないこともやっているというの、私も感じております。そのことについては、高く評価したいと思います。

あの当時、私が一般質問したときと、今はもう大分変わってきているなあ、前は、やっぱり、町長も今言ったとおり、井上さんとか、やって、人口の少ないところに、私は目を向けて、一般質問をしたわけですが、今回、何でこんなこと、やっぱりひとり暮らしで、足が弱って外に出るのも大変だよという相談を受けたことも事実なわけです。それを、そういうことを考えますと、やっぱり、人間が生活する中において、衣食住、3つ、絶対必要なんですけども、衣に関してはやっぱり衣料に関しては少し、我慢するということができます。あと住に関しては、雨漏りでもしない限りは、それも、ある程度我慢できると思います。ただ、食に関しては、これは待たないなと思うんです。やっぱり人間が生きていくためには食というものは、欠かせないものでありますので、その辺、何か、私が町に事業化して、何かしてくれという意味で質問をしているわけではございません。やっぱり、さっき町長も言った健康福祉課のほうに相談していただければ、そういうものに対応していただけるので

はないかというお考えも聞きましたので、そういうことも含めて、やっぱり出て、外に出られる人はいいんですけれども、出られない、やっぱり足が弱ってくるとなかなか外に出るのもおっくうになるということ、これも事実だと思うんです。やはりそういうものに対して、何か事業やるじゃなくて、何かサポートすることが、町としても必要ではないのかなという思いで質問をさせていただいておりますので、その辺についてはどのようにお考えなのか。

町長 高齢者が、その今住んでいる世帯に、地域に尊厳を持って暮らし続けるためにというふうなことで、健康福祉課の中では地域包括支援センターというものがございます。で、そういった足が悪くなってきた方とか高齢者世帯等についてのいろいろな相談業務から、ヘルパーさんで買物をしていただける制度とか、いろいろございます。社会福祉協議会のほうでは配食サービス等もやっております。そういったことがあるので、ぜひ相談していただいて、こういうことも、今の現行制度で使える制度があるのであれば、それを抜本的に見直せというふうなご質問であるんですが、抜本的というふうなことについては、辞書を調べると、根本的にというふうなことです。ゼロベースから見直すというふうなことでは、私はないのではないかと、福祉政策は足し算だと私は思っています。その都度都度、必要な施策を実現してきて、それをずっと今まで積み上げてきているはずですよ。それを引き算するというのは難しいというふうなことで、それをゼロベースから考えろというふうなことであれば、この福祉政策のどこが違うのか、それを明確にさせていただいて、我々にご教示いただければ、我々も考えますが、基本的には、今までのやってきた福祉政策、私以前の町長さん方もずっと積み上げてきた福祉政策をずっと継続して、さらに拡充、拡充してきて、高齢者の方々がひとり住まいの世帯が増えてきたり、そういう方々に対応できるように、できる限り我々はやっているというふうなことでありますので、ぜひ行政の中身のこともご承知おきいただいて、そういう相談があったときには、ぜひ、その方の代わりでも結構ですので、健康福祉課のほうに一言相談あれば、いろいろな対策について教えていただけるというふうに思いますので、その点についてよろしくお願いをしたいと思います。

5番 私は別に、今やっている福祉政策に対して、駄目だとか、そういう考えはありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

次に、昨日1番議員さんの一般質問の答弁の中で、大変興味深い答弁が町長からありましたけれども、サービスつき高齢者住宅の考えあるように聞きましたが、その内容については、今のところ、あるのであればお聞かせください。

町長 一般論でそういう話をしただけで、サービスつき高齢者住宅については、やはり民間業者がやっていただくというふうなことになりますので、今現在のところで、舟和会さんのほうでも今それを展開する予定もないですし、徳洲会の展開している徳州苑さんでもないというふうなことでありますので、今のところサービスつき高齢者住宅等についての計画はござい

ません。

5番 一般論として言ったということで、まだそういう内容については、まだ進めていないというふうなお話でありますけれども、これは本当にいい政策だと思いますよ。本当に高齢者のことを考えたときに、これは福祉政策とまた違って、これこそ抜本的な改革になるんじゃないかなと、私は高く評価しておるところであります。民間にお任せするというまた町長の答弁ですけれども、例えばですよ、長沢の学習センターとか、富長の小学校など、空いているスペースは結構、町として持ち合わせておるわけですが、そういうところを活用して、民間業者さんにお貸しするのも一つの手なのかもしれませんけども、そういうものに1歩も2歩も踏み込むという考えはあるんでしょうか。

町長 サービスつき高齢者住宅については、ただ施設を造るというだけではなくて、サービスつきですので、保健師さんとか看護師さんとか、そういうものも含めてでありますし、一戸一戸が戸建てのアパートみたいなものであります。私は大石田駅前にありますサービスつき高齢者住宅を視察させていただきました。その中で、やはり、今、小国議員が言われた生涯学習センターとか富長交流センターという話ございましたけども、そういうものではやはりないということであると同時に、それを利用する方の利用料というのが高額であるということ、ある程度年金とかですね、お金持ちでないとなかなかそこに入れないというお話も聞いてきましたので、一般的にサービスつき高齢者住宅をということであるんですが、1番議員の昨日の質問の中は空き家というふうなところの観点から、お年寄りになったときに戸建てだと大変になるので、そういった集合住宅というふうなところであって、さらに終の棲家にするためには、サービスつき高齢者住宅のほうがいいのであろうというふうに思っているだけで、現在のところそういう考え方については、民間業者と、やはりしっかりその方がやるというふうなものがあればできますけれども、我々行政がどこまでそういったところでやれるかといったら当然限界がありますので、いいことはいいんですが、行政でやれというのは、ちょっと話が違うのではないかというふうに思います。

5番 町長の考えも分かりました。行政がやるべきものでないと。ただ、民間にお願いするにしても、情報とか、こういう考えなんだということも、ある程度持ち合わせていないと、話が進まないのかなという思いでございます。そういうことを受けて、今後、高齢者に対しての、一軒屋を持っている方などに対して、やっぱり意向調査等をやって行って、調査のあれを資料として持ち合わせる考えはあるんでしょうか。

町長 そういった調査についても、全ての高齢者世帯ということではないんですが、町での意向というものについては、地域ビジョンと、地区町内会ビジョンとかのワークショップをしたあたりでそういう話が出ているところもあります。町としても、それは一つの考える要素として考えて取っておきながら、ただ、展開するには先ほど言ったとおりの、町だけではできま

せんので、当然そこについては、その持っている財産、それからこれから支払わなければならない家賃とか、そういったもろもろの経済的なところも考えていただいてやっていかなければいけないと思いますし、その希望があっても入れないとなれば、基本的なところとしてはできないものであろうと思いますので、まずはしっかりと、今ある制度の中でどうしていくか、さらには、雪対策についても、間口融雪とか、除雪については、間口融雪をしていただけるお年寄りとか屋根の雪下ろしをしていただける方も高齢化ってきているというふうなことでありますので、屋根の融雪装置や、玄関前のアプローチの分の融雪装置の設置する際の補助率も上げて、そういったマンパワーが足りない部分については、制度として、機械的にできるような方法もつくっているわけです。そういったところを横断的に対応しながら福祉政策が行われているということでご理解をいただいて、ぜひ、議会のほうにも、制度的にお願いをして認めていただいているわけですから、そこら辺のところもご理解いただいて、ぜひそういう相談があったときには、理想はこうだけれども現時点の中の段階ではこういう制度があるので、こういう制度を使ったらいかがですかというふうなことで、ぜひ、小国議員のほうからも町民の方にPRしていただければと思います。

5番 雪の問題も、やっぱりこの町、雪国ですので、雪の問題が一番大変なのは十分承知しておるところです。そういう意味においても、こういう高齢者住宅ができるのであれば、雪の問題もある程度解決するのかなと、本人が行って除雪する必要性もなくなってくるような感じがしますので、高齢者つき住宅に対しては、さらなる1歩も2歩も、町長の考えで、何というか、家賃が高いというやつもあるでしょうけれども、何らかの手だてでもう少し安いものがないのか、その辺についても、考えていただければありがたいなという思いでおります。

それでは、雪の問題については二、三ちょっと最後質問させていただきますが、1番議員の答弁にありました有償ボランティアについて質問します。

堀内、富長には有償ボランティアがあるということでしたが、長沢は今年できるということでしたが、本町には、でしたが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

議長 まずは各町内会ごとに地域支え合い除雪事業というのがありますので、まず舟形1、2、3、4の中で、すみませんけれども、どこが地域支え合いをしているかというのは分かりませんが、多分、第3も第4もあったというふうに思います。その中で、さらに、範囲を広げて地区ビジョンの中で有償ボランティアと地域運営組織の中で、というふうにしていくわけですので、地域運営組織の有償ボランティアだけが、まず、一つの手だてではなくて、まず町内会での共助の部分の、地域支え合い事業のものをまず活用して、さらに、もうちょっと広げるときに地域運営組織による有償ボランティアであるというふうなことをまずご認識いただければというふうに思います。

補足するやつ、もしあればまちづくり課長から答弁させていただきます。

まちづくり課長 雪への取組につきましては、今町長から答弁ありました内容のとおりであります。

長沢地区につきましては、できるというよりも、今段階では検討に入るといったことで、富長、堀内の事例がありますので、それも見ながら、長沢地区に合った有償ボランティアを検討していきたいという、総会での話合いでありました。

以上です。

5番 ありがとうございます。

そうしますと、舟形本町には、まだそれを手を挙げているところはないという認識なんでしょうか。

町長 これができるのは、旧4小学校区単位で、旧堀内小学校、旧富長小学校、旧長沢小学校の単位、ですから旧舟形小学校の単位で地域運営組織をつくっていただいたときに、その検討が入るというふうなことでありまして、舟形についてはまだ、地域運営組織が設立されておられませんので、当然、有償ボランティアの関係については、検討がなされていないと。

したがって、各町内会ごとに、地域支え合いの事業で除雪サービスをそれぞれ展開して町のほうでそれに対して補助をしているというふうなことになります。

まちづくり課長 舟形地区におかれましても、地域運営組織の検討に入っただけのように、こちらでは、舟形地区の町内会長会の話合いにちょっと入っております。舟形地区の町内会長会の代表の方もその取組が必要だということで、検討はしていただいているんですが、やはり、舟形地区はエリアがかなり広いです。舟形1、2、3、4だけでなく、沖の原、紫山、太折町内会、そこまでも舟形地区町内会に、学区町内会に入ってきますので、舟形地区はどのようにしてつくっていったらいいかというのをちょっと検討してもらっている段階であります。

5番 地域支え合いも大事、やっぱり有償ボランティアの間口を広くして、雪に対して、積極的にやっぱり取り組んでいかなければならないと私は考えておるわけでありまして。ぜひ、舟形本町にもできるように、町のほうで指導やお願いをしてやっていただきたいなという思いであります。

その中で、高齢者の中でも、ひとり暮らしの中でも、元気な高齢者、また地域にお子さんとか家族がいる高齢者、また親族がそばにいないくて、雪の片づけにも手伝いに来るにも大変だという高齢者、いろいろあると、いると思うんですけども、その辺の何とかすみ分けというか、この方は家族がここにいるよ、この人は親戚も少なく、全然手伝いするのも大変だなどという、そういうすみ分けのあれは持っているのでしょうか。

町長 そのことについても、当然、民生委員と健康福祉課並びに社会福祉協議会等々で連絡を密

にして、今現在もそのように対応しております。

やはり、基本的には自助、自分でできる、やるというふうなことで、それができなければ、親族であったり、自分の子供とか、そういった方々が、遠くであっても、来てやっていただいている方もいらっしゃると思います。それができなくなれば、当然、周囲の地域支え合い事業とか、そういったもので対応させていただいているというのが、今現在もそういう状況であります。

5番 それがかかっているというのであれば、何ら問題ないと思います。やはり、限られた財政でもありますし、何でもかんでも公助に使うという考え方は私もちよっと違うのかな、やっぱり、本当にどうにもできない方に対してはやっぱり町が手厚くしていくべき事業なのではないかと私も考えておりますので、その辺のめり張りはきちっとつけていただきたいなと思います。

最後に、高齢者への支援について。高齢者から優しい町だと思われるまちづくりになるように頑張ってお後もやっていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

議長 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番伊藤欽一議員。

4番 おはようございます。

それでは、私からは2点の質問をさせていただきます。

初めに、1点目であります。「町の公共施設にシルバーカー設置を」ということで質問をさせていただきます。

4月、執行されました舟形町議会議員選挙において、未来につなぐまちづくりのために、地域が元気な町、子育てしやすい町、ふるさとを自慢できる町、若者が住みたいと思う町、高齢者に優しい町、移住、定住しやすい町の6項目を目標に掲げました。

今回は、高齢者に優しい町について質問をいたします。

当町も、少子高齢化が進む中、高齢者の運転するシニアカーが増加しているように思います。また、天気のよい日などは、シルバーカーと言われる手押し車や、つえを使用して散歩する高齢者も見られます。日光浴をしながら歩くことも、健康増進のため、大切な健康管理だと思います。今回の選挙で投票に来られた方で、手押し車があったらよかったなあと云っている声を聞きました。町の公共施設で備え付けられているところはありますか。また、車椅子は設置されているか、伺います。

今後ますます、高齢化率が上昇するのは確実と思われます。ちょっとした心遣いで、高齢者に優しいまちづくりになるのではないのでしょうか。ぜひ設置することを提案しますが、町長の考えを伺います。

2点目であります。

側溝の維持管理の徹底を。

近年、異常気象による豪雨での災害が多く発生するようになったと思います。河川の増水による災害、農地法面が崩落する災害、道路の路肩崩落など、多岐にわたり発生しているのではないのでしょうか。路肩崩落の大きな要因は、側溝に土砂が堆積し、側溝の役割を果たしていないためと考えられ、これから梅雨の時期を迎えるが、災害の発生する原因を事前に排除することが重要であると考えますが、見解を伺います。

住宅区域の側溝はコンクリート蓋などがかけられ、住民が安全安心に生活できる対策であると評価します。しかし、流水のある側溝は土砂の堆積がほとんどないが、それ以外は堆積が確認されます。町内会の共同作業は手作業なので、蓋の撤去、再設置は重労働で、けがの原因になります。例えば、業者と町内会の共同作業など、ほかにも方策はあると思うが、該当する町内会と協議し、土砂撤去を進めていく考えはあるか、伺います。

町長 それでは、4番伊藤欽一議員の「町の公共施設にシルバーカーを設置について」のご質問にお答えします。

私も、手押しタイプのシルバーカーを利用している高齢者の方を見かけることがよくあります。高齢者が自宅で自立した生活を送るための手助けとしてもそうですが、伊藤議員がご指摘のように、健康管理のため、散歩などに利用していらっしゃる方もいるものと思っております。

さて、町の公共施設への車椅子の設置状況については、次のとおりとなっております。

役場庁舎、幅コミュニティセンター、生涯学習センター、富長交流センター、農村環境改善センターにそれぞれ1台ずつ、中央公民館、若あゆ温泉には2台ずつ、福祉避難所てとてには11台の設置となっております。また、4月に行われた町議会議員選挙も含め、選挙の投票場においては、小規模な地区公民館の投票場以外には、車椅子を毎回準備しているところがあります。

このたび、手押し車があればよかったという声があったということ伺い、まずは、生涯学習センター、福祉避難所てとて、富長交流センター、農村環境改善センターの4つの公共施設にモデル的に手押しタイプのシルバーカーを1台ずつ設置してみたいと思います。その利用状況を見ながら、数を増やす必要があるか、他の公共施設にも設置したほうがよいかなどについて検討していきたいと思っております。

次に、「側溝の維持管理の徹底を」についての質問にお答えします。

伊藤議員にご指摘のとおり、近年の異常気象による災害は豪雨によるものが多く、特に道路の災害においては、農地や山腹からの排水が道路側溝に集まり、側溝の本体や集水ますに土砂等が詰まることで、側溝としての機能が低下し、水があふれ、道路の路肩崩落につながるケースも多くなっています。このような災害を未然に防止するため、毎年、雪解け後に道路

パトロールを行い、道路施設で被災そうな箇所があった場合には、随時作業を行っている状況です。

ご質問のコンクリート蓋がかけられている側溝を町内会の共同作業において清掃することについてですが、伊藤議員ご指摘のとおり、重労働かつ危険な作業となりますので、側溝の蓋がない箇所については、町内会で対応していただき、蓋がある箇所については、町で対応したいと考えております。町内会において、作業計画がございましたら、まずは道路管理者へ連絡をいただき、両者で協議の上、互いに連携しながら進められればと、考えております。

町としましては、今後とも、町内会や関係者の方々のご協力をいただきながら、よりよい側溝の維持管理ができるように努めてまいります。

4番 町の公共施設シルバーカー設置についてでありますけれども、モデル的にはありますが、生涯学習センター、福祉避難所として、富長交流センター、農村環境改善センター、4施設に1台ずつ設置するとの、非常に前向きな答弁をいただき、大いに評価したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。今回の選挙の投票に来られた方も、大変喜ばれるのではないかなというふうに思っているところであります。まして、次の選挙においても必ず投票においでくださるのではないかと期待をしているところであります。

また、会場で行われる様々な行事等も、この手押し車があれば参加しやすくなるのかなというふうに思っているところであります。この件に関して、再質問という、特段なことはないんでありますけれども、第7次舟形町総合発展計画の中について、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

この第7次舟形町総合発展計画の第1章の2に、基本目標1、「いつまでも元気で笑顔が溢れるまち」が掲げられています。

人生100年時代となり、子供から高齢者まで、町民一人一人が健康で生き生きした人生を送ることができるよう、そして町民一人一人の健康寿命の延伸を目指す、とあります。

大きな予算をかけるのも大変必要かもしれません。しかし、こういった小さな設備で、高齢者が外出するきっかけができ、多くの皆さんとコミュニケーションが取れることで、健康増進が図れるのではないかなというふうに考えるところであります。町長はどのように思われるのか、また、この基本目標についての町長の思いをお聞かせいただければというふうに思います。

町長 なかなか、お年寄りの尊厳というふうなものまでちょっと配慮が足らず、車椅子があればいいのかなというふうなところがあって、お年寄りのにはやはり皆さんが集まる中での投票場の中で、車椅子に乗るよりはシルバーカーみたいなので行ったほうが、お年寄りの尊厳としては確かに守られるといいますか、お年寄りにとってそちらのほうがいいのではないかなというふうにちょっと感じたところであります。我々としてもそういったところは気がつか

なかったところというのと、屋外で使っている方が多くいらっしやっただので、屋内で使うというちょっと発想もなかったということが反省点としてあるのかなというふうに思っているところです。衆議院の解散が7月にあるというようなこともありますので、7月の選挙がもしあるとしたらそれに間に合うような形で、モデル的にまずは設置を試みたいというふうに考えております。

それから、今、基本計画にある第2章の、すみません。「いつまでも元気で笑顔が溢れるまち」というふうなところについては、町として私の考え方というふうなことでありますが、町民の健康というのは、やはり町づくりの根幹だと私は思っております。そういう意味で様々な100歳元気プロジェクトというふうなことで短期アクションプランの中にも書かせていただきました。5番議員の質問にもありましたけれども、高齢者の福祉政策はもとより、100歳まで元気で活躍していただけるためにというふうなことで、若い世代からの人間ドックの支援とか、そういったものをもろもろのものを一番の根幹として政策的に展開をさせていただいています。

やはり、100歳まで元気で、町民でいらっしやるというふうなことが非常にありがたいことでありまして、先日、舟形第4の佐藤さんのほうに、数え100歳というふうなことでお祝いに行きました。その方を入れまして、町として数え100歳の方々が17人目でした。現在、ちょっと4月に亡くなられた方がいらっしやいますが、100歳以上についても8人の方が100歳以上であります。非常に高齢になっても元気でいらっしやる方というふうなことが一番大事かなというふうに思っています。そういった方々を大事にしながら、さらには、子供たちにも健康づくり、おいしいものを食べていただいて体づくりをしながらというふうなことで、日本一のおいしい給食食育推進事業なんかも展開しているところであります。

まずは、町民の健康というものを、100歳元気プロジェクトのこの5年間、さらに後期の短期アクションプランの中でもさらに充実していけるように、5番議員からもありましたけれども、拡充をしてさらなる努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

4番 ありがとうございます。

健康管理というか、いろんな運動に関して、100歳体操、輪投げ、様々あると思います。しかし、この方々は、ある程度やっぱり自分で元気にやっぴらっしやる方だと思います。この手押し車に関してですけれども、やはり、先ほど5番議員からもありましたけれども、足腰が弱くなっているというようなことであります。特に、夏場であれば外に出て日光浴もできると思いますけれども、冬季間なんか、本当ほとんど外に出ることはないのかなというふうに思います。将来的にできるかできないかはちょっとこれは分からないんですけども、そのシルバーカーを利用して、そういった方々が体育館で何かできれば、そのコミュニケーションを取ったりできるのかなという、そういったことも将来的には考えていけば、少ない予算

でいろんなこう健康管理も考えられるのかなというふうに思ったところであります。そんなことも将来的に考えていただければ、健康増進、人生100年というようなことにもつながってくるのかなというふうなことを考えるところであります。そのことも視野に入れて、こういった福祉関係の行政にやっぱり邁進をしていただければというふうに思っているところでもあります。考えはいろいろあると思いますけれども、やはりそういった方々にもやっぱり目を向ける、光を向ける、やっぱりそういう施策をぜひともやっていただければというふうに考えるところでもあります。

それでは、次に側溝の維持管理の徹底をについて、若干再質問をさせていただきます。

側溝に土砂が詰まり、側溝としての機能の低下し、路肩が崩落した災害というのは、過去にはあったと思いますけれども、若干お聞きします。

令和元年から今まで、何件ぐらいそういった側溝の機能低下で災害が発生しているのか、分かればお伺いしたいと思います。

町長 詳しい数字が分かれば、強靱化対策室長にお答えさせていただきたいと思います。

地域強靱化対策室長 ただいまの伊藤欽一議員の質問についてご説明いたします。

まず、災害の定義なんですけれども、通常の維持管理を行っている上で、異常気象が発生した場合の数字となりますので、災害のほうではそういったことはまずないということをお伝えしたいと思います。

あと、維持管理のほうなんですけれども、側溝の修繕とか工事の部分というのが、維持管理が、災害を未然に防止するための対策費用という形で計上しておりますので、そういったものもないということになるんですが、対策費用としての、令和元年度から令和3年度までの費用としての件数と金額のほうだけお伝えしたいと思います。

令和元年度、8件になります。962万5,420円の計上となっております。

令和2年度になります。7件になります。498万5,200円になります。

令和3年度が7件です。こちらのほうは、維持経費として、7件でありまして、234万7,400円。で、道路改良のほうの分としまして、1,597万4,200円となっております。

以上になります。

4番 細かい数値、ありがとうございます。

私がお聞きしたいのは、やはりこういった原因で災害が起きてしまえば、やはり何千万という復旧費用がかかるわけでありまして。この答弁にもありますけれども、雪解け後にパトロールを行って被災しそうな箇所があった場合には随時作業を行っているようでありましてけれども、やはりそういった維持管理をすることによって、こういった大きな金額をかけなくても済むのかなあというふうに考えるところでもあります。そんなことで、そういったちょっとした維持管理で大事な税金をあまりかけないほうがいいのかなというふうに私的には考えると

ころであります。

この雪解け後に行っているパトロールでありますけれども、被災しそうな箇所があれば随時やっているということでもありますけれども、例えば、毎年同じ箇所が、そういった被災しそうになっているところが毎年同じ箇所があるというようなところはないのでしょうか。

町長 やはり急勾配であったり、後ろに山をしょっているようなところなんかは、側溝、集水ますに集まるというふうなことが多くありますので、そういったところを重点的にさせていただいております。

また話はちょっと違うんですが、住宅内の側溝についても一昨年からですか、町としては富田のほうの上宿含め、一の関線、それからの側溝整備等を進めております。やはり、昭和50年前後のU字溝と言われるような側溝のやっぱり改善、改修を目指していくというふうなことで、落ち蓋式の側溝をしっかりと入れて、側溝をかけていけるような道路幅員を確保できるような、そういう側溝整備を、今、力を入れてやっているところでもあります。

そういったところと、先ほど質問にあった町内会等の維持管理というふうな部分については、側溝の蓋がないところについては、ぜひ住宅周辺の環境というふうなことも含めてご協力いただくのは大変ありがたいんですが、やはり、ご指摘のとおり、蓋も20トンの荷重の蓋ですとかなりの重量ありますし、やはり、ユンボ、さらには、ユニック等でつり上げてというふうなところもあるかと思っておりますので、そういったことになりますと大がかりでもありますし、危険でもありますので、そういった場合については、ぜひ町のほうにご相談いただいて、町のほうでさせていただくというふうなことになろうかというふうに思います。

4番 今、町長言われたように、非常に何十年も前に側溝整備がやって、落とし蓋式の側溝なんかは、手をかけるところから草が出ているというようなところも、何か所もあります。やはり、先ほど言ったように水が流れているところについてはさほどではないんですけども、やはり水の流れていないところは、毎年少しずつ雨が降った場合に、その隙間から土砂が入って堆積しているというのが現状であります。やっぱりそんなところにも目を向けながら、今あるものを有効に使う、壊れる前に有効に修理、維持管理をして有効に使うというのが、私は基本だと思います。壊れてから大きなお金をかけるのではなくて、事前のそういった維持管理に重点を置くべきかなと思っているところでもあります。

私が住んでいる内山、PRするわけではありませんけれども、雪が消えると必ず蓋のかかっているところはないところは全部ごみを拾うというか、土砂を上げて、きれいにはしております。できるだけ町内会で共同作業でありますけれども、できるところはやっぱり自分たちでやるというのがやっぱり基本だと思います。自分の住んでいるところはやっぱり自分たちできれいにするというのが基本だと思います。そんなことで、その蓋というのは非常に重いので、けがする原因ということで、うちの町内会の方からも、やはり蓋を上げて共同作業するにはちょっと

と無理かなということ、できればそんなことも加味しながら、行政と相談しながら、そして業者の手を借りながら、お任せでなくて、自分たちも協力しますのでという、そういうスタンスでのお話でありました。そんなことも考えしながら、行政もやっぱりこう手を差し伸べていただくというのが基本だと思います。

町長、今、言われたようなことがやっぱり基本になってくると思いますので、最後に、その町内会の、いろんな町内会があると思います。しかしながら、町長の言われるように住みやすいまちづくりのためには、今言ったことも大切な要因だと思います。その維持管理に関して、町長の見解をもう一度お聞きしたいと思います。

町長 伊藤議員のおっしゃるとおりだというふうに思いますし、やはり、常日頃からの維持管理というものが大災害であったりそういったものを未然に防ぐというふうな考え方は、そのとおりだというふうに思っております。町としましても、先ほど言いました側溝整備を進めると同時に、維持管理のほうについても、できる限り対応していけるようにというふうなことであります。ただやはり、通水している側溝であると側溝の底面のところについて、基本的には汚れていないというところが多いかもしれませんが、やはり雨水等の路面排水だけの側溝整備という側溝になりますと、どうしてもやはりなかなか手が回らないというふうなところもございまして、しっかりと町としてもパトロールをしながらやっていきたいというふうに思います。

また、近年は建設業者さんも地域貢献事業ということで、一生懸命地域貢献ということでやっております。缶拾いから、それから道路清掃等についてもご協力をいただいておりますし、先日は一の関から温泉までのところの両方の側溝、路肩を草刈りしていただきました。道路から今度温泉までについては舟形町の職員労働組合の職員の皆さんが、草刈りをしていただいております。やはり伊藤議員がおっしゃられるとおり、やれというふうなことだけではなくて、住民の方々からもご協力をいただいて、我々の財産をしっかりと、自分たちで守るというような考え方の中で、うまく協働のまちづくり事業ができればというふうに思っております。やはり、その点は今後もまちづくりの重要な一つの位置づけとなるというふうに思っておりますので、何かありましたら、まちづくり課、地域整備課のほうでも相談していただいて町としても協力をしていきたいというふうに考えております。

4番 町内会長会議も終わったというようなことでありますけれども、やはり町内会長会議あたりでこういったことも提案しながら、やっぱり協働のまちづくりというなことでしっかりとこう頑張っていたきたいなというふうに思います。やはり行政だけでなくやっぱり、地域住民も一緒になった、そういった、協働する力というのは非常に大きいものがあるのかなというふうに思いますので、やはりPRというか、そういったことも非常に重要だと思いますので、今後町内会長会議等々あれば、町でもこんな考えはありますよというようなことでP

Rしていただければ、町内会でもいろんな事業にも、行事・事業に考えが発展できるのかなというふうに思うところであります。ぜひともお任せ、やるだけでなく、そういった共同作業も重要だと思いますので、今後の町の行政手腕に期待をしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 以上をもちまして、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

日程第2 報告第2号 令和5年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 次に、日程第2 報告第2号 株式会社舟形町振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 まず最初ですけれども、13ページになります。

令和4年度の実績、ここに全てまとめられていて、トータルで17万6,000円の黒字という、今、報告ありました。これちょっとばらしてみても確認しようかなと思ったんですけれども、令和4年度の当初の計画、昨年今の時期ですけれども、ちょっと資料を探してみたんですけれども、令和4年度の最初、当初の経営計画ですか。それがちょっと私はちょっと見つけられなかったんですけれども、これがどのようになっていたのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

議長 再開します。

まちづくり課長 昨年までの経営状況の報告につきましては、過年度の経営の決算報告のみの報告とさせていただいておりました。それにつきまして、奥山議員のほうから、地方自治法にのっとった提出書類にはちょっと足りないんじゃないかということで、再度確認したところ、経営計画のほうは足りなかったものですから、予算等については今年度から提出しております。ですので、昨年はお手元には配付していないという状況でした。ちょっと詳しい資料が手元に準備しておりません。

3番 やはり私も、令和3年、令和4年、遡ってちょっと計画を探してみたんですけれども、令和5年度から17ページの計画がちゃんと載っていましたので、やはりこれがなければ経営は始まらないのかなと私も思っています。最後のこの13ページの合計収支実績ですか。これも大変分かりやすくなっているんですけれども、来年の今の時期ですけれども、この中に令和

5年度の当初計画を入れていただいて実績というふうなところにすれば、計画に対してどうだったのか、かなり見やすくなると思いますので、そういうふうなまとめ、経営実績の報告ですか、そういうふうなまとめ方で是非よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

まちづくり課長 今ご質問にありましたように対応してまいりたいと思います。地方自治法のほうには決算に関わる資料、あとは収支計画に関わる資料といったことが明記されておりましたので、それに基づいて、来年度からそういうふうな提出させていただきたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

7番 中身についてはありますけれども、ちょっと表現の仕方で確認しておきたいんですけども、13ページ、加工場ですけれども、補助金500万、委託料が119万6,000円ほどあって、これが17ページのほうにいきますと、補助金1本で490万というふうな表現で数字が載っておりますけれども、この補助金と委託料の違い、教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 補助金といたしましては、加工場の運営補助金を町から人件費分として、毎年補助をしている、している内容となっております。

あと、委託料につきましては、令和4年度に、委託料として、ドライブスルーで焼き鮎販売をしておりました。それに関わる予約販売の受付、あと配達、そういったものを委託出していましたので、その部分が4年度に計上になっております。5年度については、実行委員会では若鮎まつりを開催することになっておりますので、この委託料は5年度には発生してこないといった内容となっております。

議長 よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

2番 4年度の計画状況で8ページなんですけれども、前年度よりも利用人数が増えているという形で、今年度、前年度の3月の議会において、指定管理料の増額をしたわけでありましてけれども、増額して今回は純利益が17万6,311円となっておりますが、やはり人数が増えているということであって、今回増額していることを考えると、お客さんが入ったとして、入ったとしても、利益につながらないというような結果になるのかなと思うんですけれども、令和5年度の計画書を見ますと、ラテールさんとの協働とかありますけれども、温泉側からの、例えば、プランニングというか、レストランだけではなくて、レストランと温泉側が両方、例えば、お客さんにこういうのとこういうのがありますよとか、そういうような形の協働なのか、それとも、レストランラテールさんにまるっきりプランニングを任せてするのか、その点のその4年度の、人が増えても結局、温泉的には、人が増えた以上に光熱水費が上がって、それに対するお客さんが来れば来るほど、変に言えば、赤字になるというような結果になると思いますので、じゃあ何で利益を上げるかということを見ると、温泉側も少しほかの部分で力を入れなきゃいけないのかなと感じるのですが、その点、どうお考えでしょうか。

まちづくり課長 それではちょっと、第1点目のプランニングの考え方なんですが、これはお互いにプランニングを提案し合っている環境、築いてきていますし、これからも築いていくつもりで、こちらは指示をしております。

あくまでも、まずは、その次のちょっと話になるんですが、温泉のほうでどうやって収益につなげていくかといった内容になってくるかと思うんですが、まずはあそこのエリアに人が集まってもらわないと駄目だというのが町の考えです。あそこに人を集めて、ここに若あゆ温泉、コテージがある、といったところ、こういうすばらしい施設があるんだということ、ここをまずは認識してもらおう。プラス、おいしい食もここにはあるんだと認識もらうことが一つ。そういったことがお互いに影響し合って、温泉のほうでは、コテージのセットプランとか、そういったものも、温泉側から提案したりしています。そういったことでコテージの利用を上げたり、コテージに泊まれば温泉の入浴のほうに影響してきたりといったことで、温泉のほうでは売上げを上げていきたいというふうなことを考えています。

2番 3月定例会の中で、令和5年度の取組として、開湯30周年ということで何かしらするというので、これ5月の予定を見ると、9月に記念セレモニーという形を取っておりますけれども、3月定例会のときに、季節を通したメニュー作りをしてということをやっと私申し上げて、町長のほうからそういうふうな方向性を持ちながらやっていきたいというようなことを伺いましたが、この主な事業について、それが記入されてないというか、それは春から行っているのか、季節というのはもう春からスタートしないといけないわけで、ここにはないということはもう今年度はもう一切その季節感の温泉側のスタイルがないというふうに見えますけれども、それは、お考えがあるのかなのか、してきたのか、その点お伺いします。

まちづくり課長 こちらの11ページの事業、失礼しました、事業計画のほうですね、事業計画のほうなんですが、まずはちょっと表記の仕方にもちょっとあったと思うんですが、30周年の記念セレモニーを9月というふうなことでちょっと考えておりましたため、こういったちょっと掲載になりました。ただ30周年をということで、全面に30周年を出して、先ほどもちょっと年間の計画のところでもちょっと私のほうでお伝えしたんですが、温泉がおかげさまで30周年記念だということを前面に押し出して、春の花見弁当とか、あとは、のぼりも7月から早々に玄関、あとはスロープ等に設置して、温泉が30周年だということをPRしてきています。

新たに、30周年のメニューといったところについては今後の取組になってくると思うんですが、まずは、現在取り組んでいる4月の花見弁当、松花堂弁当というのも予約で受け付けているんですが、そういったものの告知するとき、あとは、温泉券、13枚つづりの特別回数券、今回またPRするんですが、そういったところにも30周年というのをPRして、売上げの増、利用数の増につなげていきたいというのをちょっと考えたところです。

2番 そういったプランはいいんですけども、入湯税の問題があって、温泉の大広間を使うという話をしていたと思うんですけども、温泉の大広間の新しくテーブルとか買ったので、そこで春夏秋冬のプランを立てて、そこを使えば入湯税が上がるというような形でお話ししたと思うんですけども、これ弁当というのは、例えば持ち帰りとかそういう感じなのか、それとも、大広間で食事して、そこを利用すれば入湯税が入るような、そういう仕組みになっているのかその点、ちょっとお聞かせください。

まちづくり課長 入湯税につきましては、今、議員のお話しされたように、大広間と、あと食堂の裏に、和室を設置、元年に設置しているんですが、そういったところ、そういったお部屋を利用したお客様から入湯税をいただいております。そういったところで、お食事を、そこを利用してお食事を食べられた方、またそこで休憩された方から入湯税をいただけるように、お弁当の料金設定も、入湯税別としないで、入湯税込みの料金設定で提供しています。持ち帰りについても、配達とか、そういったところにも対応はしていますが、当然配達等については入湯税はかからないといったところになります。

議長 ほかにございませんか。

6番 振興公社につきましては報告というふうなことで、私のほうからは細かい数字については質問いたしませんけれども、8ページのほうに、指定管理料の増額によって当期の純利益となったと。経営を維持することができたというふうな、全般の総括がございます。お願いになるんですけども、指定管理料の増額、指定管理料増額しなくても、当期の純利益が出るように頑張っていたきたいと、私からはこの1点だけお願いしたいと思います。

まちづくり課長 全く議員おっしゃられるとおりで、指定管理料の増額をいただかなくても、黒字、利益を出せるように、温泉公社職員一同頑張りたいと思います。

町では平成29年から大改修が始まりまして、魅力的な、あとは施設の長寿命化を図って、売上げの増、利用者の増を目標にしてきたところだったんですが、2年からコロナが影響を受けました。2、3、4と、ずっと受け続けて、せつかくの改修の目的が果たせないで苦しい思いをちょっとずっと続けてきたところなんです。今年度は5類に移行したということもあって、あとは、徐々に売上げ、温泉の売上げ、コテージの売上げも伸びてきて、元年にだんだん迫ってきておりますので、コロナ前の元年を目標に、指定管理料の増額をいただかなくても利益を出せるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長 石山議員よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

3番 令和5年度、今年度の計画です。

17ページにありますけれども、例えば収入のほうです。温泉コテージ収入7,635万円というふうな金額が書かれてありますけれども、これを達成するためにはと伺いますか、これを売上げ収入を得るためには、それぞれ多分バックデータあると思うんですけども、割る12じ

やないと思っています。その月々の売上げというふうな計画は持っているのでしょうか、お聞きいたします。

まちづくり課長 詳しい積み上げの資料は、すみません、手元に準備しておりません。

しかし、株主総会取締役会のほうに上がってくる資料の積算については、前年の実績を見ながら、バックデータを持って上げてきていると思います。あとはどの時点の売上げを設定するか。コロナが開けてまいりますので、前年の実績というわけにはいかないというふうに温泉からの説明、公社からの説明があったということを記憶しています。

3番 やはり、これは年度末でこの数字を達成するというふうな経営計画だと思っています。前の数字を見てみますと、5月、8月、3月のお客さんの入りが多いようです。これをやっばり毎月、今月は何名、今月は何名というふうな形で、前も私、話したと思うんですけども、従業員の皆さんが、今月は何名目標だよってというふうなところが見えるようにしておかないと、例えば半年過ぎてしまって、あれれ、どうも手が届かない数字になってしまうというふうな、大変大きな事態になる恐れもありますので、最低月1、今月は何名目標というふうなところを押さえておいて、経営をしていかないと私はまずいと思っていますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 議員のおっしゃるとおり、年間通じて平均の入り込みではありません。入る月、閑散期、ありますので、公社職員のほうにも毎月の目標人数を共有して、それを毎日朝礼しておりますので、そこで、その月の目標人数、目標売上げを共有して取り組むように指導してまいりたいと思います。

3番 職員の皆さんはぜひ大変頑張っていると思います、それぞれ。その頑張りが見えるように、こういうふうな数字で管理をしていかないと、幾ら頑張ってもというふうな話になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。答弁は必要ありません。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声がございます。これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であります。以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第3 議案第45号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

議長 次に、日程第3 議案第45号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

議長 会議の途中ですが、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時38分 休憩

午後 0時57分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

これより、議案第45号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 17ページの財産管理費ですけれども、測量設計業務委託料と、それから工事内訳費の内容、お願いします。

地域整備課長 測量設計費につきましては、役場の前の駐車場、第2庁舎の解体した後の跡地も含めまして、外構の設計になります。具体的には門柱の位置、フェンスの位置、あと駐車場のレイアウト、あと融雪設備等々の検討、設計をやるものでございます。

工事請負費につきましては、第2庁舎の解体とスロープ部分の解体の工事になります。

以上です。

議長 よろしいですか。

地域整備課長 すみません、第2庁舎部分の解体のみとなっております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

3番 私のほうからは18、19ページの保育所費についてを質問いたします。

19ページのところに、お昼寝用のマット、これ安全対策だと思うんですけども、これは大体どういうふうな仕様と申しますか、マット、どういうふうな内容なのか教えていただきたいと思えます。マットそのものの仕組みです。

教育課長 ただいまご質問の午睡マットの仕組みということですが、全国で乳幼児の睡眠中の突然死が保育所、保育園で出ています。舟形町でもゼロ・1歳児の保育に対して、睡眠時の突然死がないようにということで、マットの中にセンサーが入ってまして、大体の突然死症候群の場合は、6割がうつ伏せと言われております。うつ伏せになったりした場合に、心音であったり、心拍であったり、そういった部分に反応してブザーでお知らせするマットを購入するということになります。そのお知らせについては、先生方が部屋にいますけれども、端末にそのお知らせが届くと、ブーと音もなると、それで確認するということになります。ふだんからも、目視での確認はしているところです。例えば、1時間、1時間半、昼寝するんですけども、うつ伏せになっている子がいないか、いないというチェックを入れて全部名前、14人いれば14人の名前にチェック入れるということをしているんですけども、そういうヒューマンエラーを防止する形でも、今回マットを導入するという事業になります。

3番 やはりヒューマンエラーというのは、ゼロには多分ならないと思っています。このマット

ですけれども、これは1人に1枚なのか、スペースの大きいやつのところは何人が寝て、何個かセンサーが入っているのか、ちょっとどういうふうな内容なのか、もう一度お願いしたいと思います。

教育課長 今回導入するマットにつきましては、1枚に1つのセンサーで1人が寝るというものを10枚購入する予定です。主にゼロ歳児から1歳児になったばかりの子供が対象になるんですけれども、現在で8名の児童、園児が使っていて、これから途中入所とかあることも考えて、10枚購入を検討して、する予定です。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

2番 16、17の2の1、総務管理費でありますけれども、財政管理費かな。先ほど1番議員からもありましたけれども、設計業務委託料としてありますけれども、実際、設計とか出来上がってくるのはいつ頃の予定でしょうか。

地域整備課長 今のところは、いつ頃という、はっきりした期日はまだ検討していないんですけれども、予算成立後、委託業務を発注しまして、年内ぐらいには設計のほうを完成したいというふうに考えております。

以上です。

2番 今回、道路拡張ということで、第2庁舎の道路を拡幅して、バスの発着場ができるんですけれども、それは、山交さんとの兼ね合いとかも出てくると思うので、その点は町とどういふふうなこの山交さんとかの協議とかになっていくんでしょうか。

地域整備課長 実際、どのようなバス停を作るか、どの位置に作るか、位置的な部分は、道路拡幅してバスストップというか、止まる位置がありますので、その部分にバス停を作ることになるかと思うんですけれども、実際どのようなものを作るかというのは、これから山交さんと協議しながらという形にはなっていないかと思いますが。実際、こちらの駐車場等々の設計と並行して行くような形になると思うんですけれども、バス停のほうはまだ時間、設計よりは時間がかかるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

5番 はい、じゃあ、12、13ページ、歳入のほうになりますけれども、土地売払い収入1億二千何がしかとあります。この内容をお聞かせください。

総務課長 はい、ただいまの土地売払い収入につきましては、第2庁舎の解体に係る部分でございまして、昨日、町長の2番議員さんによる一般質問の答弁でもありましたけれども、ここに今日予算計上となっております1億2,842万8,000円につきましては、建物部分で9,104万2,888円、工作物移転分で3,519万7,917円、動産分で124万6,685円、土地代金で94万1,082円という

内訳で、合計1億2,842万8,000円の土地売払い収入となるものでございます。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

8番 18、19ページ、614の農業振興費についてですが、農林専門職大学の学生さんの送迎用の自動車購入費というのがあります。この自動車の運行といいますか、大体、朝送って夕方迎えとか、その辺の運行の形態はどういうふうに考えているんですか。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

バスというか、車両の運行につきましては、8月に学校の認可がされることが決まっており、8月ごろというふうに予定されておまして、それを見て詳細は決めていきたいというふうに考えているところでございます。まだ詳細はまだ決まっていないというふうな状況です。

8番 業務は委託というふうな考えのようですけども、農林専門職大学のカリキュラムといいますか、それは私も分かりませんが、本来普通の学生さんというか大学であれば、やっぱりいろいろこの履修科目によって、みんな全員が全員9時までとか、帰りは全員で4時とかという、そういう形態にはならないんじゃないかというふうに思うんです。そうすると、やっぱり1日何回もというか、そういうふうな形になるというふうな気がするんです。

それともう一つ、朝遅く、早くても8時半を過ぎるというような状況であれば、町にスクールバス、十何台あるわけですけども、その辺の利活用ということもできなかったのかなというふうに思っているところです。そんな意味で、その辺検討したのかどうか、伺います。

農業振興課長 まずカリキュラムに関してですが、結構内容がびっしり詰め込まれているようでございまして、朝は早くから夕方4時ぐらいまでは、きっちり入っているようでございます。ただ学年によって、高学年、4年生とかになると、ちょっとどうなのかなということがありますが、その詳細について、やはり、その発表がされてからということで、対応はしていきたい。複数回行かなくてはいけないことも出てくるかもしれないなというふうなことは、今想定はしているところでございます。

あと、スクールバスの活用につきましては、教育委員会のほうからいろいろを教えていただきまして、スクールバスというものは、緊急時に備えて、ほかの用途で使うことが好ましくないというふうなことをお聞きいたしましたので、別途車両を準備するというふうな形になってございます。

議長 よろしいですか。

8番 はい、分かりました。

ちょっとスクールバスの使用方法ですけども、今通学以外の使用というのは、やってないんですけど。以前は例えば部活動とか、練習試合に行くとかというときには利用していたような気がするんですけども、今そういうことはないんですか。

教育課長 ただいまのスクールバスの利用方法についてですけども、日々の送迎のほかに、休

日の練習試合等についても、県内についてはバスで送迎しているところです。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

1番 19ページの農業振興費、今の同じあれです。東北農林専門職大学総合プロジェクト事業ですけれども、この前、新聞によりますと、クリエイト礼文さんとですか、協定が結ばれたという報道あったんですが、その主な協定の内容と、そしてその場所の町で造成した宅地については、その会社に売買するのか。あるいは、賃貸借になのか、その辺、お願いします。

農業振興課長 まず初めに、協定の主な内容でございますが、広報5月号にも掲載させていただいたところなんですが、読み上げますと、「地方創生に向けて中長期的、安定的なアパート運営に努めるよう連携をすること」。もう一つが、「学生がまちづくり活動に、積極的に参加できるよう配慮すること」というのが主な内容として掲載させていただきました。

宅造関係については。

地域整備課長 用地につきましては、建物部分及び駐車場部分を建設業者、運営業者であるクリエイト礼文さんに売買するような形で、売買するような形になります。

以上です。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

2番 22ページ、23ページですけれども、まず初めにお伺いしたいのが、10款の教育費の2の4児童交流学習事業、補正額ゼロになっていますけれども、今回、交流会する上で、神室少年自然の家から舟形町になったわけですが、これは当初の予算内で全部済むということでしょうか。

教育課長 ただいまご質問いただいた児童交流事業を当初予算内で組んでいるもので済むのかという内容ですが、今回、組替えさせていただいた内容も含めてご説明させていただけたらと思います。

以前にも叶内議員から、児童交流については、神室少年自然の家ではなく、町内で完結すべきではないかというご意見をいただいたところでした。2月の保護者説明会、その後の保護者の検討会において、当初の説明では、当初予算で置いていた神室少年自然の集団泊を町のほうではお話ししたところ。その後の保護者の話合いの中で、ぜひ舟形でできないかという話合いがなされたということがございます。それを受けて、それで進むのであれば町でもいろんな意味でバックアップしたいということを申し上げ、今まですり合わせをしてきたところでした。

そして町内でする場合について、どういったお金がかかるかという部分を積算して、今回の組替えさせていただきまして、当初予算で、部分で、ほぼできるんですけども、その前の、23ページの10款の、スクールバス管理費に55万ありますけれども、この部分が、今回の児童

交流で増額する部分というふうに理解していただければいいかと思います。

その55万の部分についてご説明申し上げますと、当初予算では児童交流費に七十何万ほどのバス借上げを持っておりました。それについては、日中の活動から神室まで連れていくという、バス会社のバスを借上げてという想定をしていた予算でございましたけれども、この児童交流、7月22土曜日からの交流につきましては、中学校で中体連の県大会がある時期でもあります。そちらとの兼ね合いでバスがどうしても重複するものですから、旅行会社のバスを借上げてという想定はしていたんですけども、今回は、神室に置いてきて終わりではなく、いろんな施設に泊まるという計画がございますので、夜の入浴部分までとか、ちょっと時間が長くなる予定なんです。それを借上げますと、かなり高額なバス予算がかかるということで、児童交流のバスにつきましては、今ある町のマイクロスクール、そちらを活用して、ちょっと時間がかかってもその中で運行すると。借り上げるバスにつきましては、一応中体連の県大会3日間の日程で、1台11万、それを5台借り上げる予定の予算を組んでいるところです。ちょっとすみ分けさせていただいて、55万の5台につきましては、県大会に行く種目が決まった段階で借りる契約をすれば済むということがございますので、マックスで5競技5台という予算を計上しているところです。

以上です。

2番 今の質問で、町のバスを借入れた場合の1台11万ということでもいいんですか。何かちょっと、ちょっとすみません、もう一度。

教育課長 すみません、分かりづらい説明で申し訳ないんですけども、レンタカーを、中体連用にレンタカーを借りる予算が1台、3日間で11万、それを、5台分の予算で組んでいるところです。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございせんか。

5番 同じ22ページ、23ページ。児童交流の件で、舟形で、今回は神室を使わずに、今年度は舟形で完結するというお話でしたけれども、前は私の時代は、各家庭に民泊ということでやってきたわけですが、それがかなわなくなってきたというのも理解できるのですが、今回はこの中で完結するというのであれば、民泊の方向性なのか、その辺はどのようになっているのか、お聞かせください。

教育課長 ただいまご質問にありました児童交流のやり方についてなんですけれども、民泊ではなく、施設宿泊ということで考えています。

施設の場所としましては、体験実習館、中央公民館ととて、生涯学習センター、堀内の改善センターというところでございます。

一番最初の児童交流の2月の時点でも、やっぱり、児童の格差ということがございまして、

民泊ではちょっと難しいというところからスタートしておりました。地区公民館でという提案も保護者の方からいただいたんですけども、トイレであったり、あと炊事場であったり、あと男女の寝る場所であったりという部分で、なかなか難しい地区公民館もありまして、最終的には今のところ、ただいま申し上げた施設での宿泊を予定しているところです。

以上です。

5番 分かりました。民泊でなく、分散するということですね、施設に。それも分かるんですけども、前は、分散すると、生徒の面倒を見る保護者の、また先生方のあれが大変だから神室という話が出たんですけども、今回はそういうことも含めて、保護者または学校の先生方の了解を得て、このほうになったという理解でよろしいでしょうか。

教育長 本来、この事業については、民泊がメインというふうなことでずっと続けてまいりました。学校が統合されまして、世田谷のほうも学校の統合もあって、代沢小学校が結構大きい規模になっているというふうなこともあって、今回も153名ほど、全体でというか、来る分について、それを受ける5年生が32名です。1家庭に男女別にしなくても、分けると大体5人、もうまるっきり1世帯に5人のお子さんが来るというふうなことで、大変その人数のアンバランスがございます。そういったところで、教育委員会のほうで、令和元年のときに、令和2年度については神室少年自然の家で集団泊をしてはどうかというふうなことで、そのメインとなっている民泊でのあの感動を担保できるようなやり方ができないかというふうなことで、まずはやってみようじゃないかというようなことで3年間、コロナ禍できなく、4年ぶりに今回というふうなことで、PTAの方からさっき課長が申しあげましたように、PTAの中で、ぜひ地元に行って泊まらせるべきじゃないかというようなお話を、PTAのほうから出されました。そういったいろんな考えの中で、ぜひそういったことであるとすれば町のほうでも支援をしてというふうな格好で今回なっています。ただ、この事業につきましては、今回こうしたからということでこれからそうなるということではなく、やってみてその都度見直しというか、検討して、学校を踏まえ、行政も踏まえて検討しながら見直しをしていくというふうな今の経過でございます。

5番 ぜひ、世田谷は私も行ってきた観点から申し上げると、舟形を物すごく愛していただいている、そういう地区になっておりますので、まず、どこまでできるか分からないんですけども、まず舟形で完結するという方向性は、大変すばらしいなという思いでおりますので、今後も頑張っていたきたいと思えます。答弁は要りません。

議長 ほかにございませぬか。

8番 今の児童交流の件についてですけども、一つ、この前ちょっとうちのところの保護者、子供会の話で、何か、今、課長と教育長も答弁したように、この交流の場というか、地元の交流の場をというふうなことでいろいろ計画したようなんですが、2日目、2日目の夜ですね、

いわゆる何かバーベキューとか、そういうようなのをやりたいと。そのときに、その食費を世田谷から来た児童の分はあるけれども、こちらの地元の分は出ないと、そういうふうな話があるというようなことでした。ここに21万円ほど、食糧費ありますけれども、この中には、地元の子供たちの分というのも入っているんですか。

教育課長 ただいまのご質問ですけれども、舟形の子供たちの分の夕食代も含めております。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

1番 22、23ページの道路橋梁費の社会資本総合整備事業1,490万の工事請負費ですけれども、工事の箇所と工事内容をお願いします。

地域強靱化対策室長 こちらの箇所につきましては、福寿野岡矢場線の道路改良分となります。よろしくをお願いします。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

2番 度々すみません。22、23、教育費の2の4の児童交流ですけれども、今回食糧費として挙げているわけですけれども、やはり民泊であろうと、今回施設をした場合であっても、やはり問題なのは食事の面だと思います。以前だと朝、おにぎりとか握って、何だ、河川行って、歩いて、河川で食べるようなことだったんですけれども、やはり、今、1対5という形になった場合に、地域ごとのカリキュラムではありますけれども、その点の朝食とかは、ちょっと私分かりませんが、どのような形に、例えば、来たら、前だと学校のカレー、全体で食べさせたりとかしたんですけれども、やっぱり困るのが、次の日の朝からの食事が多分一番大変なのかなと思うんですけれども、その点が例えば今回施設ごと分かれた場合に一定の基準があるのか、あとは、その後は各地区で任せるのか、一定なものが朝あるのか、その点だけ、どうなっているか。

教育課長 ただいまご質問にあった児童交流の際のこちらでの食事になりますけれども、夜に1回、朝2回あるんですけれども、保護者の方々にお願いするのは、2日目の夜の1回。2日目の夜だけで、初日の夜、あとは朝につきましては、うちのほうで用意するという形にしております。1日目の夜につきましては、舟形小学校の調理員さんから頑張っていて、学校の食堂でご飯を食べさせるという予定になっています。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第46号 令和5年度舟形町農村環境改善センター大規模改修工事請負契約の締結について

議長 日程第4 報告第46号 令和5年度舟形町農村環境改善センター大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 このたびの請負契約についての中身ではありませんけれども、今回改修工事するに当たって、町民の方のほうから要望等来ておりますので、今回の工事に合わせて対応できないか、質問をしたいと思います。

堀内出張所、農村環境改善センターのアリーナを利用して、スポ少活動夜間練習やっている団体からであります。

どうしても夜間の夏場というふうになりますと、アリーナ内のドア、ドアというか、出入口を開放して、風の流れをよくして練習しているそうなんです。そうしますと、どうしても夏場は虫が入ってくるというふうなことで、なかなか子供たちが練習に集中できなくなってしまうというようなところで、今回の改修工事に合わせて、この開閉できるドアに網戸をつけていただけないかなというふうな親からの要望等がありました。そういったところで、今後、アリーナの活用をしていただくためにも、この網戸の取付けというふうなことについて、今回の改修工事に合わせて対応できないかどうか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 ただいまのご質問にお答えします。

現在、体育館のほうの出入口、非常口等になる出入口なんですけど、網戸の設置はしてありません。夏場、虫が入ってくるというようなことなんですけど、現場の職員、農村環境改善センターのほうにもそういった声が届いているそうです。私どものほうとしても検討したんですけど、あの体育館にはコロナの臨時交付金を活用しまして、冷暖房の設備を体育館のほうに2台設置しております。ですので、そういったことから、夏場の暑い期間については、冷房を使用していただけないでしょうかといったご返答をさせていただいております。あと、換気ということもちょっと言われたということだったんですけど、現在5類に移行したことによって、換気の必要性が必ずという条件になっていない状況もあったものですから、町としては、

冷房施設、町のスポ少であれば使用料も減免になりますので、そちらのほうご利用いただきたいというふうにお伝えしていたところです。

以上です。

7番 そうしますと、町としては、要望されている件については、保護者のほうに、今、回答していただいた内容での対応は、話をしていただいたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 現場の職員に保護者の誰かというのまでは聞いていないんですが、スポ少の保護者の方、言ってこられた保護者の方にはお伝えしています。

あと、構造上、そこの出入口がスチールドアになっております。そうすると、レールとかの関係もちょっと見てきたんですが、網戸の設置というのはちょっと大がかりな変更になってきてしまうこともあって、ちょっと現段階では設置は無理かなというふうに見てきたところ です。

7番 答弁につきましては理解できますので、十分この親の方々に説明をお願いをしたいというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。

1番 工事期間中ですが、利用制限というか、その辺はどういう制限になる予定ですか。施設の利用。

まちづくり課長 施設の利用の制限につきましては、体育館部分に工事が入りますので、その期間中は体育館部分は使用禁止というふうにさせていただきます。工事が入る旨を当センターの玄関の窓口のほうに、何月ごろから工事に入りますのでということと、あとは例年使うことが見込まれるような団体につきましては、事前に情報を6月か7月ぐらいから工事に入るので、詳細なまだ内容は決まってないんですが、ちょっと使用ができなくなるという情報は入れてあります。

1番 周知のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、体育館の利用制限というのは、期間は大分あるんですか。

まちづくり課長 まだ工程の詳細な打合せがこれから入りますもので、体育館の部分にどれぐらいかかるかはすみません、ちょっと今、詳細の資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えできませんが、決まり次第、利用団体、あとは施設の玄関、受付等には表示して、周知を図りたいと思います。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後1時34分 散会

令和5年6月8日（木曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和5年第2回舟形町議会定例会第3日目

令和5年6月8日(木)

出席議員(10名)

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊 藤 秀 樹
副 町 長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会計管理者	伊 藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐 藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼 澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
健康福祉課長	鍛 冶 紀 邦	教 育 課 長	豊 岡 将 志
住民税務課長	沼 澤 一 征	代表監査委員	齊 藤 徹
地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一	監査事務局長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広志 主 事 沼澤 靖子

議事日程

日程第1 委員会付託の審査報告

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

追加日程第1 発議第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会の設置

追加日程第1 閉会中の継続調査申出

議会改革特別委員会

日程第3 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時57分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 委員会付託の審査報告

議長 日程第1 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について、奥山謙三産業振興常任委員長の報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和5年6月8日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 奥山謙三。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。付託年月日、令和5年6月6日。件名、食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願。審査結果、採択。

以上です。

議長 これより請願第1号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

請願第1号は委員長報告のとおり採決と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時00分 再開

議長 会議を再開いたします。

ここで、本日の日程の追加についてお諮りをいたします。ただいまお手元に配付いたしました議事案件を追加議事日程のとおり本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

議長 追加1 日程第1 発議第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番 (朗読、説明省略)

議長 意見書の内容については、事務局長より朗読いたします。

事務局長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会の設置について

議長 日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、議会改革特別委員会を招集いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時22分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果についてご報告を願います。

4番 ただいま議会改革特別委員会の正副議長互選をしました。その結果をご報告いたします。

委員長に佐藤広幸議員、副委員長に叶内昌樹議員と決定いたしましたので、報告をいたします。

議長 ただいま報告ありましたように、議会改革特別委員会の委員長に佐藤広幸議員、副委員長に叶内昌樹議員が選任されました。

議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

議長 会議を再開します。

ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程第1 閉会中の継続調査申出

議長 追加2 日程第1 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会改革特別委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。議会改革特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第3 議員派遣の件

議長 次に、日程第3 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては原案のとおり決定をいたします。

議長 これをもちまして、6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますので、お受けをいたしたいと思えます。

町長 おはようございます。

令和5年第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

6月6日から3日間の日程で、報告が1件、予算の補正が1件、請負契約の締結が1件、合計3件の案件につきまして、原案どおり可決賜りまして、心より御礼を申し上げます。本定例会において、一般質問や御審議の中で賜りましたご指摘やご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいりたいと思えます。

なお、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和5年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時28分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 叶 内 昌 樹

署 名 議 員 石 山 和 春